

議事日程第2号

令和6年12月3日（火）

第1 市政一般に対する質問

鈴木元章

古仲清尚

蓬田司

安田健次郎

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15人）

1番 吉田清孝	2番 古仲清尚	3番 鈴木元章
4番 安田健次郎	5番 吉田洋平	6番 蓬田司
7番 船木正博	8番 佐藤誠	9番 畠山富勝
10番 進藤優子	12番 太田穰	13番 三浦利通
14番 小野肇	15番 田井博之	16番 小松穂積

欠席議員（1人）

11番 笹川圭光

議会事務局職員出席者

事務局 長	沼田弘史
副事務局 長	濱野美紀子
主 席 主 査	中川祐司
主 事	菅原優美

地方自治法第121条による出席者

市 長	菅原広二	副 市 長	佐藤博
-----	------	-------	-----

教 育 長	鈴 木 雅 彦	選 挙 管 理 委 員 長	浅 野 光 男
総 務 企 画 部 長	鈴 木 健	地 域 づ く り 推 進 監 兼 防 災 監	八 端 隆 公
市 民 福 祉 部 長	田 村 力	観 光 文 化 ス ポ ー ツ 部 長	杉 本 一 也
産 業 建 設 部 長	湊 智 志	建 設 技 監	佐 藤 透
企 業 局 長	畠 山 隆 之	企 画 政 策 課 長	高 桑 淳
総 務 課 長	平 塚 敦 子	財 政 課 長	天 野 秀 一
福 祉 課 長	北 嶋 三 世	生 活 環 境 課 長	岩 谷 一 徳
観 光 課 長	木 村 高 志	農 林 水 産 課 長	夏 井 大 助
病 院 事 務 局 長	原 田 徹	会 計 管 理 者	湊 留 美 子
教 育 総 務 課 長	村 井 千 鶴 子	学 校 教 育 課 長	笹 渕 美 穂
選 管 事 務 局 長	(総 務 課 長 併 任)	監 査 事 務 局 長	佐 藤 一 明
農 委 事 務 局 長	鎌 田 重 美	企 業 局 管 理 課 長	目 黒 一 人
ガ ス 上 下 水 道 課 長	斉 藤 清 彦		

午前 10 時 00 分 開 議

○議長（小松穂積） おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

笹川圭光議員から欠席の届出があります。

○議長（小松穂積） 本日の議事は、議事日程第 2 号をもって進めます。

日程第 1 市政一般に対する質問

○議長（小松穂積） 日程第 1、一般質問を行います。

質問通告書によって、順次質問を許します。

3 番鈴木元章議員の発言を許します。3 番鈴木議員

【3 番 鈴木元章議員 登壇】

○3 番（鈴木元章議員） 皆様、おはようございます。市民クラブ所属の鈴木元章です。本日はお忙しい中、議会傍聴にお越しくくださった皆様、日頃より市政に関心をいただき誠にありがとうございます。

今年も早いもので残すところ 1 か月を切りました。先月 29 日の定例会初日に菅原市長の諸般報告で、10 月 27 日に都内で開催された首都圏男鹿の会総会について説明がありました。私も昨年に引き続き、今年も参加させていただきましたが、そこで、今年男鹿市で行われた様々な取組や市内の新たな動きについて市長が紹介したところ、出席者の方々から「男鹿がいろんな面で元気になっているようだ」「最近帰っていないから、今度ぜひ帰省したい」との声が多く聞かれました。このように、現在、県外在住の方も市政発展に期待していることから、来年は本市がさらなる飛躍の年になることを願っております。

また、最近、県内のコロナ感染症の罹患者が増加する傾向にあると言われております。そのほかにも、これから冬場を迎え、風邪やインフルエンザ等の感染症が心配されますが、本市においてそのような感染が広まらないことを重ねて願っております。

それでは、通告に従いまして質問いたします。

1 点目の質問は、高齢者等の外出支援や訪問理美容サービスについて伺います。

高齢者の方や高齢で心身に障害のある方が外出しやすい環境の下、外出する機会が

増えれば生活の質は向上するものと考えます。また、外出することは軽い運動にもなるほか、気分転換にもなり、高齢者のフレイル予防の効果にもつながるものと考えられます。

ふだん生活している中で大勢の近所の方や知り合い等とバスなどで一緒に遠出も楽しいものがあるでしょうが、それではせいぜい年に一、二度程度の実施しかできないのが現実ではないでしょうか。

本市でも住み慣れた町で生涯にわたって暮らせるまちづくりを目指し、健康寿命延伸の取組や、市内各地域間の往来を容易にするため、令和6年3月に策定された男鹿市地域公共交通計画などが進められております。

社会参加という点でも外出の機会を増やすことや外出したいときに、その環境があればよいと考えます。

しかしながら、バス路線以外の住宅地には、中山間地などの高低差が多い場所もあり、著しい高齢化に直面する本市において、高齢者にとっては、バス停までの移動やタクシー利用の交通費が負担及び重荷になっております。そのほか、外出したくても高齢により歩行が困難な方や、高齢かつ心身に障害があり、自宅にこもりがちな方も少なくないと考えられます。

自宅までのドアツードアの輸送とまでは申しませんが、高齢者等の多様なニーズにきめ細かく柔軟に応じることができる移動支援サービスの役割は大きいものがあり、ぜひ検討すべきと考えます。

また、外出できる方に対しての支援も大事ですが、逆に、できない方への支援も併せて実施する必要があるのではないのでしょうか。

介護保険で利用できるサービスには、自宅など生活の場で利用するものや、施設等において利用できるものなどがあります。人間幾つになっても身だしなみを整えることは、社会の中で自立した生活を送るために大切なことと考えます。しかし、理容・美容に関しては、残念ながらサービスの対象とはなっておらず、全て利用する方の自己負担となっております。

以前、私が仕事をしていた介護老人福祉施設でも、在宅から通う利用者や施設に入所している車椅子、寝たきり等の方が、本人や家族などからの希望で理美容業者から施設に来てもらい、髪をきれいに整えてもらうことで、その表情も気持ちも明るくな

り、前向きになった方を大勢見てきました。年齢を重ね、介護等が必要になっても、いつまでもきれい、かっこよくいたいという思いを持ち続けていたいものです。

そこで、高齢者に対する外出しやすい環境づくりとして、公共交通網の新しい路線の整備計画や、公共交通の空白地帯への現在市で運行しているスクールバスの空き時間を活用した移動支援サービスの考えについて伺います。

また、最近では多くの自治体でも実施しているように、高齢で外出が困難な方に対する理容師、美容師が自宅や施設等に訪問した際の料金を助成するなど、生活の質が向上するために必要となるサービスの考えについて、以下質問いたします。

一つ目として、高齢者の方や高齢で心身に障害がある方の外出支援サービスの考えについて。

二つ目として、同じように高齢者の方や高齢で心身に障害がある方への訪問理美容サービスの考えについて伺います。

2点目の質問は、冬期間における積雪寒冷地の避難対策について伺います。

近年、異常気象の影響もあり、地震をはじめとした火災、豪雨災害等の自然災害は、いつどのように起こり得るか予想もつきません。実際、今年の1月1日に発生した能登半島地震では、道路の寸断により、海岸部や山間地における孤立集落の発生、被害・避難状況の把握困難、救助活動を行う各機関の被災地域への移動困難など、初動対応の段階において様々な課題が生じております。また、ライフラインの復旧要員の移動や災害ボランティアの受入れなど、大きな影響を及ぼしました。

これらにより、能登半島地震では、建物倒壊などによる直接死亡が原因の方が、長引く避難環境が原因で心身に負荷がかかり亡くなった被害関連死のほうが、直接死亡の方を上回ったとの新聞報道もありました。

これまでの国内での災害発生時の避難所としては、本市も他の自治体と同様に、学校・体育館・集会施設等が想定されますが、冬季において温暖な地域であれば、避難所に毛布などを準備すれば、ある程度は過ごすことが可能です。しかしながら、本市のような寒冷地では、停電で暖房や水道が使えない状況や、土砂崩れにより道路が寸断され、燃料等の運搬が困難になるなどの下では、寒さで命の危険に直面する事態も考えられます。

地震のような災害においては、建物の中にいることが不安で、自家用車の中で夜間

を過ごすという事態も多々見受けられます。積雪の多い場所において、降雪時にエンジンをかけたまま車中にいることで、排ガスによる一酸化炭素中毒といった事故も予想されます。また、冬場に大地震が発生すると、指定された避難所・集会施設までの移動や断水、停電による暖房、排泄、仮設トイレ等の問題のほか、避難所等では寒さや体を動かさないことで低体温症やエコノミークラス症候群など健康悪化も懸念されます。

そのほか災害時の食料については、保存用のアルファ米、乾パン、クラッカーなどの保存食が考えられますが、これらは一般的に健康な方には役立ちますが、乳幼児や高齢者等には対応できない場合もあります。

このような背景を踏まえ、現在の男鹿市地域防災計画及び災害時対応マニュアルには、避難所の暖房対策や冬場の災害時の食料備蓄について、どの程度なされているのか。また、十分でないとした場合、能登半島と同様に半島地形である本市の防災・減災に向けた対策について、以下質問いたします。

一つ目として、避難所の暖房対策については、どの程度なされているのか。また、十分でないとした場合、今後どのように整備していくのか。

二つ目として、避難所の食料確保について、冬季でも食べることで暖を取れるような災害用備蓄食料品の備えはなされているのか、市の見解を伺います。

3点目の質問は、選挙投票環境の整備について伺います。

本市の選挙投票率は、多少の上がり下がりはあるものの、長期的に見ると低下傾向にあり、これは本市に限らず、国・地方を問わず投票率は低下傾向にあります。

選挙は民主主義の根幹であり、誰もが投票しやすい投票所としないといけないのは当然であります。

これまで投票所の多くは、障害者等のない人をベースにして考えられてきました。しかし、選挙権行使は万人に認められた権利で、どういう境遇や障害があろうと、一票を行使する権利があり、投票弱者と言われる方々が投票しやすくなる環境をつくる必要があります。そのため、投票所における段差の解消、人的介助等のバリアフリー化、投票所への移動困難な有権者の移動支援策や選挙管理委員会のホームページの文字読み上げ機能と文字拡大機能の付加、点字や音声による選挙のお知らせなど、様々な方法により高齢者や障害者等の投票環境対策が求められております。

本市も高齢化、人口減少に伴い、有権者に有効な投票機会を提供できない側面があるのであれば、少なくともそのような制約については、できるだけ解消・改善し、有権者一人一人に着目したさらなる投票機会の創出や利便性の向上に努めていくべきと考えられます。

最近では、他の自治体においても、人口減に伴う有権者数の減少や選挙に携わる人員の不足により投票所を集約化しているほか、投票率を引き上げようと巡回式移動期日前投票所や投開票日は住所にかかわらず利用できる共通投票所を設けるなどの対策が行われております。

高齢化の進展が著しい本市において、車の運転ができない方や高齢者世帯、一人暮らしの方など交通弱者が増えている現状の中、本市の選挙投票の環境整備について、以下質問いたします。

一つ目として、投票所への移動が困難な有権者のための移動式期日前投票所の実施について。

二つ目として、高齢者や障害者など、体の不自由な方への投票環境整備の取組、投票率向上に向けた啓発と今後の方策について伺います。

以上です。

○議長（小松穂積） 答弁を求めます。菅原市長

【市長 菅原広二 登壇】

○市長（菅原広二） 皆さん、おはようございます。

また、市政に関心を持ち傍聴においでくださいました皆さんには感謝申し上げます。

鈴木議員の御質問にお答えします。

御質問の第1点は、高齢者の支援サービスについて、まず、外出支援についてであります。

高齢者の方々が外に出て、人と関わりを持ち、様々な刺激を得ることは、心身による影響を与え、生活の質を向上させるものでありますが、半島特有の地形に合わせて居住地が点在し、高台も多い本市において、自動車等の移動手段を持たない高齢者の方々は、とりわけ外出しにくい状況にあると認識しております。

市内の公共交通のカバー率は約80パーセントと、国道などの主要な沿線はカバー

されておりますが、鈴木議員の地元である船川地区緑ヶ丘の高台など、残り約20パーセントは路線バスが通過しない、いわゆる交通空白地域となっております。

そうした地域の住民からは、通院や買物のための移動手段を確保してほしいという声もあることから、高齢者の移動手段の確保が重要な課題の一つと捉えております。

現在、本市の公共交通は路線バスが中心的役割を担っておりますが、将来を見通した場合、路線の大幅な拡充は財政的にも難しく、また、乗務員不足により、現状の路線の維持も厳しくなることが予想されるほか、バス停まで歩いて行くことが困難な高齢者が増えるなど、路線バスを中心としたこれまでの公共交通は、大きな転換期を迎えているものと認識しております。

県内では、交通空白地域への対応として、路線バスが運行されていない住宅地とスーパーを結ぶ乗合タクシーや、地元住民で組織する共助団体による公共ライドシェアなど、様々な事例があります。

このため、現状の路線バスやタクシーを中心としながらも、これらを補完する新たな移動手段の確保に向け、こうした先行事例を参考にしながら、まずは、需要が多く住民の皆様の意欲が高い地域でのモデル的な導入を検討してまいります。

また、加齢による運動機能や認知機能の低下が社会参加の意欲を妨げる要因につながることから、歩いて通える近場の町内会館でセルフケア講座などの介護予防教室を開催するほか、地域で自主的に介護予防に取り組むグループの活動を支援するなど、引き続き高齢者の外出機会の拡大に努めてまいります。

なお、スクールバスの空き時間を利用した移動支援サービスについては、制度上可能であるものの、悪天候時や学校行事等により登下校の時間帯が変更されたり、校外学習で日中にバスを利用する場合もあることから、計画的な輸送サービスとしてのスクールバスの提供は難しいと考えております。

次に、高齢者の訪問理美容サービスについてであります。

本市において訪問理美容サービスを必要とする方の多くは、近隣にあるなじみの理美容店から訪問してもらっており、その料金は、店舗に行く場合と変わらないケースがほとんどであると承知しております。市に対しても、訪問理美容サービスの料金に関する相談等が寄せられたことはありません。

高齢者が理美容を楽しむことは、気持ちが明るく前向きになり、孤独やストレスの

解消につながるなど、生活の質を維持向上させる効果が期待されます。

市といたしましては、在宅の高齢者等が安心して訪問理美容サービスを利用できるよう、県の理容・美容組合と連携を取って情報提供を図るなど対応してまいります。

御質問の第2点は、積雪寒冷地の避難所対策についてであります。

冬季の災害に際しては、高齢者等の災害関連死を防ぐためにも、避難所における寒さ対策が重要であると認識しております。

このため、市では県と共同で防寒用品を備蓄しておりますが、このうち、市の備蓄分については、対流式石油ストーブが目標10台に対し24台、毛布が目標969枚に対し1,248枚準備しております。また、停電時に電源を必要とする暖房機器の使用を想定し、発電機やポータブル電源を配備しており、今後、備蓄品のさらなる充実に努めてまいります。

市民の皆様におかれましても、それぞれの避難所の実態を踏まえ、普段からカイロなどの暖を取れる防災用品を用意していただくようお願いいたします。

また、能登半島地震で避難所の過酷な寒さが指摘されたことを踏まえ、今年度、冬季の避難所運営訓練を実施することとしており、冬場の避難所運営における課題を検証し、今後の取組につなげることとしております。

さらに、厳しい寒さの中で避難生活が長引くことで、心身両面において健康への様々な影響が懸念され、二次避難の必要性も指摘されていることから、特に孤立する恐れのある集落において、5月には海上からの支援物資の輸送やDMAT等の人員輸送訓練を、先日は空路での避難者の輸送訓練を実施したところであります。

一方、災害時の食料備蓄については、発災後3日間の緊急避難的な食料の確保が重要という認識の下、まずは数量の確保を最優先に進めているところであり、議員御指摘の温かな食事の提供については、次の段階の対応であると考えております。

こうした観点から、今年5月に実施した総合防災訓練では、炊き出し用の大鍋を使用し、近隣住民が避難所に持ち寄った食材で温かい食事を提供する訓練を実施しており、災害時には住民共助による炊き出しの重要性についても啓発しているところであります。

引き続き、地域住民からなる自主防災組織や社会福祉協議会等と連携しながら、冬季における避難所対策の充実に取り組んでまいります。

投票環境の整備につきましては、選挙管理委員会委員長から答弁いたします。

以上であります。

○議長（小松穂積） 浅野選挙管理委員長

【選挙管理委員長 浅野光男 登壇】

○選挙管理委員長（浅野光男） 鈴木議員の御質問にお答えいたします。

御質問の第3点は、投票環境の整備についてであります。

まず、投票所への移動が困難な有権者のための移動期日前投票所についてであります。

全国的に投票率の低下が見られる中、本市においても同様の傾向にあり、これを年代別に見ますと20代前半が最も低く、年代が上がるにつれて徐々に上昇しますが、70代前半をピークに減少に転じ、80歳以上になると急激に低下する状況となっており、車の運転ができない方や運転免許証を自主返納した方など、特に投票所から遠距離に住む高齢者等交通弱者への支援が、投票率向上に向けた今後の課題の一つであると認識しております。

県内でも、バスの巡回や自宅からの送迎といった移動支援、トラックの荷台を利用した移動期日前投票所の開設などの取組が見られますが、各自治体の状況を見ますと、例えば鹿角市のように46か所の当日投票所を六つの共通投票所に一気に縮小したように、有権者数の激減や投票立会人の成り手不足等を背景に、投票所の大幅な再編が行われ、投票所までの距離が遠くなった地区への救済措置として実施している例が多いと伺っております。

本市においては、平成22年に投票所の再編を行いましたが、その際、投票所までの距離や地区の年齢構成を見て一部投票所を残すなど、一定の配慮をしたところであり、現在もなお、再編時の33か所の投票所を維持しております。

現時点で、差し迫って投票所を減らす計画はありませんが、今後さらなる人口減少により、いずれ投票所の再編は避けて通れない状況になることが想定されますので、移動支援や移動期日前投票所の設置については、投票所再編と併せて検討してまいりたいと考えております。

次に、投票環境の整備と投票率向上に向けた啓発活動についてであります。

本市の当日投票所のうち、投票者数の多い市役所や船川港公民館、北浦・脇本コ

コミュニティセンターなどはバリアフリーに対応しておりますが、町内会館等の投票所にあつては、十分な環境が整備されているとはいいにくいことから、地域の実情に応じて、例えば手作りのスロープを設置するなど、投票環境の改善に努めてまいります。

また、本庁舎や若美支所、各コミュニティセンター、いとく男鹿ショッピングセンターに設置する期日前投票所については、会場や駐車場が十分な広さを備え、車椅子や常設スロープが設置されているなど、バリアフリーに対応しておりますので、市ホームページなどでバリアフリー対応投票所について情報提供をしてまいります。

高齢者や障害のある方などに対する投票所での対応につきましては、有権者が迷わないよう分かりやすい表示や説明に努めるほか、投票の代筆や点字投票用紙の整備など、ハンディキャップをお持ちの方にも配慮した丁寧な対応を心がけておりますが、受付の際、耳の聞こえづらい方への対応に苦慮する場面もあることから、改善が必要であると捉えております。

市の窓口には設置されているコミュニケーションツールや、他の自治体の取組事例を参考に、高齢者や障害のある方を含め、誰もが投票しやすい環境整備に努めてまいります。

また、選挙時に実施する啓発看板やポスターの設置に加え、病院や老人ホームなど自宅以外の施設で投票できる不在者投票や、重い障害を抱える方の自宅からの郵便投票の周知など、投票率向上に向けた啓発を進めてまいります。

以上であります。

○議長（小松穂積） 再質問ありませんか。3番鈴木議員

○3番（鈴木元章議員） それぞれ私の質問に対して、本当に事細かく答弁ありがとうございました。ただ、何点か質問というよりも、私の希望も踏まえてちょっとお伺いします。

まず、1点目の高齢者の支援サービス関係で、先ほど私、一つ目に質問いたしました理美容サービスの助成について伺ったところ、なかなか市のほうに相談に来られたケースもなく、確かに代金等、料金はそのまま扱っているというふうなことは認識しているということありましたけれども、実際私に高齢者の方で一人暮らしの方、それから、そのお仲間の人たちから相談、希望がありました。それと、今、施設等に理美

容サービスに行っている業者の方は、先ほど言ったとおり料金体制、例えば4,000円というところもしあったとすれば、利用者によっては500円を減額してもらい、それから1,000円をもらう、そのほかにもデイサービス等で在宅に通う人には無料でその方に何時頃送りますからっていう、そこまで業者の方は頑張っているのを、これは施設の職員等から私は直接伺いました。

そのほかに、実は私の関係している相談業務のほうで、こういうふうなケースがありました。都内にいる息子さんと娘さんから、自分の母親は近所の方ともうまくいっているんだけど、とても地域同士の共助がうまくいっている地域かもしれませんけれども、買物、それから美容院に行く、床屋に行く、そういったときに、地域の方が送り迎え等やってくれるんだけど、やはり母はその気持ちに応えるために、その都度金銭を払うとか品物をやるということをやっているんですけれども、それに対して私は、いや、それはお互い様なんで、別にそんなに問題ないんじゃないかなとは考えたんですけれども、その方はやはり、自分たちがいる東京のほうの地域では、そういうふうな理美容関係とか送迎するのには、ちゃんとガソリン代幾ら、それから1回床屋に行けば何ぼという助成をやっているの、男鹿市のほうではそういうのは考えたことないんですかと言われたもので、「いや、市のほうでもいろいろな財政面とか人員の問題ありますけれども、今後そういうことは絶対考えていると思います」とは答えました。

そういったことで、これに対しては、先ほどもいろいろな参考事例等、考えて検討してくれるということなので、よろしくお願いしたいと思います。

あとそれから、スクールバスについて答弁がありましたけれども、確かに先ほどの市長の答弁で、ああなるほどな、そうだなと思ったんですけれども、これ、私だけじゃないかもしれませんけれども、どうにかうまく工面すれば、幾ら学校行事等あると言っても、我々も365日、年間の学校行事はある程度把握していますので、その空白時間にどうにかならないかというところ、これは答弁は要りませんけれども、やはり今後そういうところ、きめ細かく、少しでも対応できるようであれば検討してほしいなと思います。

2点目の積雪寒冷地の避難所対策、これは市のほうでも当然いろいろ対策しているし、5月の総合訓練、私も他の議員と一緒に参加して、県とも協力しながらいろいろ

やっているというのも、これも十分把握しております。

この前の11月10日のさきがけ新聞のほうにもありましたけれども、11月9日、災害時において設置する避難所の環境改善に向け、全国の自治体に対し、水洗式の便器を備えた移動式のトイレやキッチンカーなどの防災備品の導入費用を補助する方針を固めたとの記事がありました。これは一概に、すぐ全ての防災関係に該当するかどうか、どこまで準備できるか分かりませんが、私が10月に産業建設委員会の行政視察で岩手県から宮城県に行ってきましたが、そのとき宮城県の南三陸町でいろいろ当時の被災状況を聞きましたら、やはり寒さと食事が大変だったことが一番のほか、それよりも避難所でのですね、大勢の中で生活するための、そのときの臭いとプライバシーの問題が劣悪で悪影響が広がったということの話を聞きました。今回、私は避難所の暖房対策について、そういう点からも排泄等、トイレ等については、大きな問題として聞いてはおりませんが、そういった点からも、前に、名前を出して恐縮ですが、進藤議員からも移動式トイレカーの必要性についてここで質問があったと思いますけれども、確かに移動式トイレの場合は高価で、それからその当時の答弁でも使用頻度がどれくらいかというふうないろいろな問題があり、なかなか難しいのではというふうな形で伺いましたけれども、先ほどポータブル便器なんかも準備しているということですが、それどれくらい、何個くらい準備しているのかは分かりませんが、実際、今は水洗式移動便器などがすごく安価、安い値段で買える場合もあります。もう安いのは1万円を切る場合もありますし、上は10万円くらいで立派なやつも買えるんですけれども、やはりそういった衛生面を考えた水洗式の便器とか暖房設備を、これからその補助金を使って市のほうに十分準備して活用してほしいと思います。

これも先ほど十分いろいろな面でお話聞いたので特に答弁は要りませんが、ポータブルトイレ便器をどれくらい準備しているのか後ほどお知らせいただければと思います。

あと、最後の3点目の選挙投票環境整備については、浅野委員長からも詳しくお話を聞いて、本当にありがとうございます。

ただ一点だけ、これ例えば他の自治体の選挙管理委員会等と投票環境の整備について、男鹿市の選管のほうでは情報交換などの会議とか、それから投票率を向上させる

ために、それから投票環境を整備するための関係職員の研修会等、そういうものを実施されているのか、その点だけもし分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（小松穂積） 鈴木総務企画部長

【総務企画部長 鈴木健 登壇】

○総務企画部長（鈴木健） おはようございます。

では、私からは、御質問にありました防災備蓄品のトイレの備蓄状況についてお答えいたします。

災害時のトイレとしまして、まず電動簡易トイレ、今年度新たに購入することとしておりますけれども、こちら電動式で汚物をビニールでパックするようなトイレでございますが、こちらが10台。それから段ボールで組み立てる方式の段ボールトイレですが、こちらが498セット。それからそのほか、使い捨ての簡易トイレですけれども、こちらが7,000回分の備蓄となっております。

以上であります。

○議長（小松穂積） 田村市民福祉部長

【市民福祉部長 田村力 登壇】

○市民福祉部長（田村力） 理美容サービス関係のことでお答え申し上げます。

議員からお話ありました地域の共助の部分での手当てといたしますか、そういった部分、それぞれ個々に悩みといたしますか、そういったものを今お聞きしました。そういうことで、いずれいろんなケース、我々その相談がないということで、ある程度できているんだろうという想定はしますけれども、そういった個々のケースもお伺いしましたので、そういった部分も含めましてどういったことができるか、そういったことも今後情報をいただきながら考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小松穂積） 平塚選管事務局長

【選管事務局長 平塚敦子 登壇】

○選管事務局長（平塚敦子） それでは、鈴木議員の御質問にお答えします。

投票率向上に向けた県内各選挙管理委員会との情報交換につきましては、今回の選挙が終わった段階で、先週ですけれども、県の選挙管理委員会主催で情報交換のほうをしておりまして、各市の選挙に向けた取組だったりを検証している機会は持ってい

るところであります。

その中で、やはり最近は、移動支援ですとか移動式の期日前投票所の設置など、各市いろいろ取組が進んでおりますので、そういった情報を基に本市でこういった形で取り入れるか、本市のこれからの投票所の在り方に向けての参考になっているところがあります。

あと、それ以外にも年に1回、事務局長の研修、それから職員の研修の機会が年に1回ほどありまして、そこでも随時情報の交換はしているところでございます。

以上でございます。

○議長（小松穂積） さらに質問ありませんか。

○3番（鈴木元章議員） 以上、終わります。

○議長（小松穂積） 3番鈴木元章議員の質問を終結いたします。

次に、2番古仲清尚議員の発言を許します。2番古仲議員

【2番 古仲清尚議員 登壇】

○2番（古仲清尚議員） 皆様、おはようございます。会派明政会の古仲清尚でございます。

傍聴席の皆様におかれましては、お寒い中、御来聴に感謝を申し上げます。

このたびの令和6年12月定例会では、大要3点について通告をしております。通告内容として、1点目は、地域包括ケアシステム構築による地域共生社会の実現に向けて、2点目として、地域課題解決を見据えた大学教育機関等との連携に向けて、3点目として、市有公共財産の利活用促進に向けて、以上3点について通告をしております。

それでは、通告に基づきまして質問をいたします。

大要1点目は、地域包括ケアシステム構築による地域共生社会の実現に向けてであります。

団塊の世代が75歳以上となる2025年が間近に迫っています。医療・福祉における様々な課題解決や推進については、社会の変化に伴う社会生活上の医療・福祉ニーズの多様化、複雑化、高度化等に対応して、広義において社会福祉領域自体の守備範囲が拡大する傾向にあつて、2025年の目指すべき医療・福祉等提供体制である地域包括ケアシステムの構築が求められてきました。

地域包括ケアという表現は、２００５年の介護保険法改正に伴い、同法に記載されたもので、その後、２０１１年の介護サービス基盤の強化のため、同法改正時に国及び地方公共団体が包括的推進に努める規定として、持続可能な地域社会の形成に不可欠な地域医療福祉等提供体制の実現に向けて、１、医療・看護、２、介護・福祉、３、住まい、４、保健・予防、５、生活支援の五つの視点が示されたものであります。

その後、２０１４年には医療介護総合確保推進法により、医療介護の改革に向かうため、医療法や介護保険法、地域介護施設整備促進法などが、併せて法整備が行われました。

また、２０１７年には、地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの深化・推進や介護保険制度の持続可能性確保に向けて、地域包括ケアシステム強化法が成立し、障害者総合支援法、児童福祉法などが、併せて法整備が行われたものであります。

現在、各種統計では、社会情勢や経済情勢など時代の変遷がもたらすライフスタイルの変化などに伴い、生活者の多種多様な福祉ニーズやニーズを満たす本質的な手段であるウォンツの広がり、加えて虐待などの権利侵害事例、社会的に孤立した人たちの生活課題の顕在化や、諸制度のはざまに位置する新たな生活課題など、各種相談援助の業務が拡大しています。

このような背景から、今後、本格的な超高齢化社会への対応において、ますます広範化していく福祉ニーズの拡大に伴い、財源や人材の確保及び様々な業種間の連携や労働環境の改善、加えて専門分化する各種サービスの統制など、地域社会における医療、介護をはじめとして課題は山積するばかりであります。

本市におきましては、医療機関の偏在化による影響等も不安視されており、医療資源の確保や活用を図っていくとともに、地域のニーズに対応した医療・福祉提供体制が求められています。

高齢化率が５０パーセントを超えている状況に加え、医療・福祉など専門人材の担い手不足や、身近な支え手不足など、今後、ますます日常生活上の広範な領域において懸念が広がることが推察されます。

また、大規模災害等が頻発化する中、避難行動要支援者など補助や支援を必要とす

る市民が増加していくことが想定されることから、災害派遣福祉チームDWA Tや災害派遣医療チームDMA Tなどの各専門チームとの連携体制も研究するなど、災害時における福祉体制の充実化も必要と考えます。

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを、人生の最期まで続けることができることを目的とした地域包括ケアシステムの構築による地域共生社会の実現は、本市の最重要課題ともいえます。

市当局におかれましては、これまで日々対応を重ねてこられたことと認識していますが、間近に迫った2025年問題に対する現状等について、以上を背景として、以下の項目にて質問をいたします。

(1) として、男鹿市版地域包括ケアシステムの現状と今後のビジョンについて。

一つとして、当初目標におけるシステムの構築度について。

二つとして、地域ニーズを踏まえた実情に見合ったプラットフォームとなっているかについて。

三つとして、地域医療福祉連携の実際について。

四つとして、介護保険会計等の財政面の見通しについて。

五つとして、システムを支える現役世代への理解について。

それぞれ市の見解を伺うものであります。

次に、(2) として、専門人材の養成や確保について。

現在、世論では、多様な働き方など労働環境の整備充実が求められている中において、実現には一定の人材確保が不可欠であります。その一環として、例えば医療職、特に看護師などではリカレントプログラムなどの復職支援が一般的に行われています。介護・福祉業界においては、特に人材不足が叫ばれている中、有資格者や経験者、あるいは業界への新規就業希望者等への就業支援を行政としても対策を講じていくべきではないでしょうか。

続いて、(3) として、ビジネスケアラーなどの支え手支援についてであります。

様々な事情により、働きながら家族などを介護する、いわゆるビジネスケアラーが、仕事と介護の両立に向かって、身体的・精神的な負担等により、場合によっては離職に至ることなどが課題となっています。

本市では、少子高齢化が進み、支え手の負担増加が懸念される中において、介護休

暇や介護休業などの公的制度の活用等に向けて周知を図るなど、相談支援のさらなる充実が必要であると考えますがいかがでしょうか。

（４）として、災害時における支援体制の構築に向けてであります。

大規模災害時等に福祉専門職等で構成される災害派遣福祉チームDWA Tが、災害時の避難所等に赴き、避難者などを支援する取組について、全国的に整備が進んでいます。令和６年１月の能登半島地震では、同チームや災害派遣医療チームDMA Tの活動により、支援の円滑化が図られたとのことです。本市の地勢、地理的条件については、各種計画や統計資料にもあるように、多様な自然災害が発生しやすい自然条件下にあり、災害リスクが高まっているとされる中、災害時における福祉体制の充実に向けて、災害派遣福祉チームであるDWA Tなどのチーム支援について研究する必要があると考えますがいかがでしょうか。

以上、地域包括ケアシステム構築による地域共生社会の実現に向けて、市の見解をお伺いいたします。

次に、大要２点目の地域課題解決を見据えた大学教育機関等との連携に向けてであります。

本市におきましては、秋田県内外の大学教育機関との連携協定を結び、地域課題の解決や社会活動に向かい、研究・活動を支援されています。過去、国においても、学生や大学教員が地域の中で、住民の方々とともに地域が抱えている課題解決に向けた地域づくりなどに取り組む域学連携として推進してきました。男鹿市全体をフィールドとして、多様な観点において地域づくりを目指し探っていくという趣旨におきましては、市としても様々な取組を行っていることは承知しております。それらの活動をさらに充実させる一環として、単位習得を視野に入れた大学などの講義の開催について、既に開講実績のある本市の資源を活用した観光分野でのフィールドワークや学外講義に加え、例えば、環境、資源、水産、福祉、地域文化など、様々なテーマについての講義を本市にて開講することにより、関係人口の増加や専門人材の育成、ひいては地域課題の解決にもつながるものと考えます。以上を背景として、質問いたします。

本市をフィールドとした大学教育機関等との連携に向けて。

夏季や冬季の大学長期休業中などを利用した集中講義などを本市において開講する

ことにより、本市が有する資源を最大限活用しながら、関係人口の増加や専門人材の育成、様々な地域課題の解決にもつながるものと考えますが、市の見解をお伺いいたします。

大要３点目は、市有公共財産の利活用促進に向けてであります。

市有公共財産に関する情報公開については、現在、国・県では、ポータルサイト等で一元的に公開をしていることが一般的になっています。本市有の土地や建物等においても、売却や賃貸などその形態は問わず、時代に即した多様なニーズに対応するため、積極的な情報公開を行い、利活用の推進を図りながら社会経済活動に資する展開をすべきであると考えます。以上を背景とし、質問いたします。

（１）利活用における基本方針について。

空き校舎などの大型施設については、物件を幾つかのブロックに分けたり、活用の在り方について、具体的な事例案を提示したり、あるいは産学官連携など多方にわたりプロモーションを行うなど、利活用の促進に向けたさらなる取組が必要と考えますが、現状と今後の方針について見解をお伺いいたします。

（２）として、情報公開の実際及びさらなる充実に向けて。

情報提供については、トップセールス用のチラシや市ホームページでの公開、中央省庁の情報サイトにて市の情報が公開されていることは確認をしています。一方で、より多くの方の目に触れるような仕掛け、また、動画や付随資料などの充実など、より精度の高い情報提供なども必要と考えますが、市の見解をお伺いいたします。

以上、大要３点について質問をいたしました。

質問は以上であります。

○議長（小松穂積） 答弁を求めます。菅原市長

【市長 菅原広二 登壇】

○市長（菅原広二） 古仲議員の御質問にお答えします。

御質問の第１点は、地域包括ケアシステム構築による地域共生社会の実現についてであります。

まず、地域包括ケアシステムの現状と今後のビジョンについてであります。

御案内のとおり、地域包括ケアシステムは、介護が必要な状態に至っても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができるよう、地域の中で医療・介

護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される仕組みであり、平成24年の第5期介護保険事業計画からその構築を目標として掲げ、以来、一貫して取組を進めてきております。

この間、本市では高齢化の進行が著しく、特に医療と介護の連携の強化、地域住民による自主的な介護予防の取組の重要性が高まってきております。

このため、医療と介護の連携においては、これまでの入退院時の連携にとどまらず、医療と介護を中心とした専門職が一堂に会する多職種連携研修会の開催や、医師、精神保健福祉士、社会福祉士等から成る認知症初期集中支援チームが組織されるなど、普段から専門職相互の連携が徐々に深まってきております。

また、地域住民による自主的な取組としては、介護予防活動を行っているグループに対し、物品の貸出しや講師の派遣、会場費の助成などで支援に努めており、平成29年に初めて誕生した介護予防自主グループが、現在では25グループに増えております。

高齢者になってもできるだけ元気に暮らし、時には支える側に回る、もし病気になっても重症化を予防し回復に努めるなど、地域に暮らす方々の自立に向けた取組を今後も支援してまいります。

こうした地域包括ケアシステムの推進に当たり中心になるのが介護保険制度ですが、その給付費につきましては、地域包括ケアシステム導入前の平成23年度の実績が約37億円であったものが、令和5年度は約47億円と、12年間で約2割増加しております。

介護保険制度は、40歳以上の方が納める保険料と公費を財源に運営しており、負担割合は、40歳から64歳までの第2号被保険者負担分が27パーセント、65歳以上の第1号被保険者負担分が23パーセントで、残り50パーセントが公費であります。

本市は人口減少のほか、通所型・訪問型に比べ料金の高い入所型の介護サービス利用が多いという特徴があり、いきおい一人当たりの保険料負担率は高くなってまいります。介護保険制度を安定的に運営するためにも、こうした状況の改善に向け、特に予防の重要性について市民の皆様の理解と具体の行動を促すべく、広報など各種媒体を通して呼びかけてまいります。

今後とも、シニアも現役世代も共に参加する地域共生社会の構築を目指して、その中核といえる地域包括ケアシステムの充実に努めてまいります。

次に、専門人材の養成・確保についてであります。

全国的に介護を支える人材不足が深刻化する中、本市においても介護職員の不足が見込まれており、安定した介護サービスを提供する上で介護人材の確保はとりわけ重要な課題と認識しております。

こうした状況を踏まえ、昨年度から「介護保険事業継続のための情報交換会」を開催し、それぞれの事業所でどういう手法で人材を確保しているか、人材難の中、ICTをどう活用して業務を効率化しているのかといった情報交換を行う場を設けたところであります。

また、介護の仕事は精神的・体力的に負担が大きいというイメージを和らげるため、広報等を活用した介護職の魅力発信や高校生を対象とした体験型企业説明会への参加、さらに、高齢者サポーター養成講座で介護ボランティアの養成に取り組むなど、多様な形で介護を支える人材確保に努めております。

介護職の復職支援については、県社会福祉協議会を窓口とした再就職準備金貸付事業があるほか、市独自に、就業や仕事に役立つ資格取得の費用に対し助成制度を設けております。

なお、介護事業所で就業していた方が一旦その職を離れ、再び介護事業所に復職した場合、復職した職場で徐々に現場感覚を取り戻しながら、さらに上位の資格を取得するなどキャリアアップを果たしているのが通例であると伺っております。

市としましては、今後も介護現場の実態把握に努めながら、必要なサポートを検討してまいります。

次に、ビジネスケアラーの支援についてであります。

昨年度、本市に在住する要支援・要介護高齢者とその家族に行った在宅介護実態調査では、「今後も働きながら介護を続けられるか」という質問に対して、「難しい」と回答した人が9パーセント、「問題はあるが、何とか続けていける」と回答した人が18パーセントとなっており、両者を合わせると3割近くの人が、働きながらの介護の継続に何らかの問題を抱えている結果となりました。

このほか、将来、親の介護に不安を抱いている人が相当の割合に上るものと推察し

ております。

仕事と介護の両立には、介護休暇などの職場での支援制度と、介護保険制度での介護サービスの両方をうまく利用することが有効であります。国が行った労働者調査では、介護に関する制度について「どれも知らない」との回答が、正社員で約40パーセント、パート労働者で52パーセントに上り、親が要介護状態になって初めて制度の内容を調べ始めるというのが実態であります。

市では、仕事と介護の両立に悩む方が早期に相談できるよう、地域包括支援センター等の相談機関の周知に努めるとともに、介護の相談を担う地域包括支援センター職員やケアマネジャーが、仕事と介護の両立支援制度を十分理解し、相談者に的確なアドバイスができるよう、研修の場を増やしてまいりたいと考えております。

介護に伴う離職は社会にとって大きな損失であり、介護者自身の生涯にも様々な影響を及ぼします。今後も労働分野等の関係機関と連携しながら、仕事と介護の両立に向け、必要な支援を行ってまいります。

次に、災害時における福祉支援体制の構築についてであります。

大規模災害発生時には「男鹿市災害受援計画」に基づき、関係機関やボランティア団体に対する応援要請や調整等を行うこととしており、その中で、DWA TやDMA Tなどの専門チームについては、避難所において医療や福祉など専門性を要する業務に当たっていただくこととなります。

また、災害時にあっても、施設の入所サービスや在宅避難している高齢者が、ヘルパーやデイサービスを継続して利用できるよう、今後、事業所・施設ごとに策定している業務継続計画を取り寄せ、検証作業を行うこととしております。

さらに、事業所・施設が被災した場合には、サービス利用者の安全で迅速な移動や介護スタッフの充足、必要な介護資材の補填等が急務となりますので、事業所・施設相互の応援協力体制の構築に向け、福祉介護事業所が一堂に会する協議会の立上げを検討しているところであります。

御案内のとおり、これまでDWA Tの活動範囲は避難所を中心としたものでありましたが、避難所以外の施設や在宅避難者等にも十分な対応ができるよう、国では、来年の通常国会において災害救助法の改正を行う見込みであると伺っております。

また、県では、発災時に県社会福祉協議会の下にDWA Tを組織する体制を整え、

災害ケースマネジメントの実施と災害ボランティアセンターの運営を一体的に行う「災害福祉支援センター」の設置を検討しているところであり、市としましては、こうした国や県の動向を注視しつつ、発災時に必要な支援を円滑に受け入れることができるよう、関係機関との協力体制の強化に努めてまいります。

御質問の第2点は、地域課題解決を見据えた大学教育機関等との連携についてであります。

本市における大学との連携につきましては、平成22年の国際教養大学から始まり、現在まで県内4大学、県外2大学の計6大学と協定を締結しております。

最近の主な取組として、国際教養大学とは、留学生が市内の小・中学校を訪問し、英会話でコミュニケーションを行う交流会の開催や、なまはげ柴灯まつりの視察受入れなど、インバウンド観光に関する学習プログラムへの協力を行っているほか、ノースアジア大学とは、市職員による男鹿観光をテーマとした講義の実施、秋田大学とは、医学部による野球少年向け投球障害予防教室の開催や、医療関係の仕事に興味・関心がある児童・生徒の医学部訪問による体験学習などが行われ、大変好評をいただいております。

さらに、今年度は秋田大学教育文化学部による地域連携ゼミが椿地区を舞台に行われております。

現地調査や地域住民とのワークショップを通じ、人口減少や高齢化が進む中で、地元の資源を生かした活性化策について、共に考え行動する取組が展開され、その成果として、地域の居場所づくりを目的に、住民自らが運営する「椿地域食堂」の開店に向け、コミュニティセンターや住民の方々と協議を進めているところであります。

また、協定締結の有無に関わらず、本市の資源を活用したフィールドワークとしましては、過去3年間で国内外から13の大学の学生が、ナマハゲやジオパークに関する調査研究等を行うため本市を訪れており、市も全面的にバックアップしております。

このように、市と大学教育機関がそれぞれの資源や機能を生かしながら、観光をはじめとする産業振興や地域づくり、将来の人材育成など様々な分野で協働・連携した取組を展開しておりますが、こうした取組は、若者が絶対的に少ない受入れ地域にとっても、学生の生き生きした姿を見たり一緒に行動することで、よい刺激になって

いるのではないかと考えております。

議員御提案の長期休業期間中の本市での集中講義につきましては、これまでの取組を一步進化させた取組として、関係人口の増加や専門人材の育成などの面で相互に効果が期待できるものと考えております。

このため、単なる交流事業や卒業論文の調査等にとどまらず、研究室やゼミを挙げて腰を据えて地域課題に取り組むような講座の開設につきましては、教員及び学生の交通手段や滞在先の確保、それに伴う経費の負担等の条件を大学側と相談しながら、実施に向けて考えてまいります。

御質問の第3点は、市有公共財産の利活用促進についてであります。

公有財産の中には、立地条件がよく利用価値の高い物件も多いことから、最近は、公的利用にとどまらず、全国的に民間事業者による活用の事例が見受けられます。

本市においても、不動産の積極的な売却・貸付けを進め、社会全体で活用することを基本方針としており、これまで未利用市有地のカタログや廃校舎の特色をまとめたパンフレットなどを作成し、広く情報を発信しているほか、首都圏での企業訪問やトップセールスなど様々な機会を捉えて遊休施設の活用に向けたPRに努めてまいりました。

こうした取組が実を結び、旧野石小学校を活用したパック御飯工場や旧村上病院跡地へのビジネスホテルの誘致をはじめ、旧夕陽温泉WAOでは陸上養殖事業も計画されているほか、一般社団法人「おかえり集学校」との協定締結により、今後、廃校舎を活用した新たな事業展開も期待されます。

こうした遊休施設の利活用の申出があった際には、産業振興や雇用の確保、地域の活性化にもつながることから、要望に応じて貸付面積の調整を行うなど、利用者ニーズに沿って柔軟に対応しております。

また、遊休不動産の情報公開につきましては、市のホームページで不動産のカタログのほか、位置や公図データ、廃校に関する必要な情報を網羅したパンフレットを既に公開しておりますが、国の「公的不動産ポータルサイト」や県の「あきた遊休公共施設等利活用ネットワーク」などの情報一元化の仕組みも活用し、最新の情報も取り入れながら民間事業者等とのマッチングにつなげてまいりたいと考えております。

今後も、学校や保育園で新たな遊休施設が増える見込みですので、引き続き情報発

信に努めるとともに、社会全体での利活用に向けて、全庁一丸となって知恵を絞ってまいります。

以上であります。

○議長（小松穂積） 再質問ありませんか。2番古仲議員

○2番（古仲清尚議員） 議長、質問の前に、一括で通告をさせていただいておりましてけれども、一問一答に切り替えていただきたいと存じますが。

○議長（小松穂積） 一問一答に切り替える、どの辺を必要としてという感じなのか、ちょっと教えていただければ。全体的にですか。

○2番（古仲清尚議員） 全体的です。

○議長（小松穂積） 古仲議員の一問一答を許可いたします。2番古仲議員

○2番（古仲清尚議員） 御答弁いただきましてありがとうございます。広範な部分につきまして御答弁をいただいたものと認識しております。

そうした中で、まず1点目の地域包括ケアシステムについてでありますけれども、これまで市当局におきましては、この2025年問題について、その対応に向けてこられたことは承知しております。10年以上、法律改正によってこの地域包括ケアという表現が生まれ、この制度設計に向けて取り組まれてきたことと存じます。

そうした中であって、男鹿市の人口も当時3万人超おりましたけれども、現在2万3,000人。そうした中で、医療資源が本市の中においても減少してきております。そうしますと、みなと市民病院が、やはりこの地域包括ケアシステムの中心的な存在として、医療提供体制の核となるわけでありまして、そうした場合に、ではみなと市民病院としては、この地生包括ケアシステムの方向性について、どのようなお考えを持たれているのかということが重要な部分になろうかと思えます。

そうした部分で、みなと市民病院の経営状況といいますか、そうした財政面を見ますと、コロナ禍以前と比較した場合、現状としてなかなか回復、あるいは上向き傾向に至っていないというのが実情であろうかと思えます。特に入院収益が思わしくないような部分が見受けられます。そうした中で、国においては、診療報酬改定2024年、行われましたけれども、初診料であったり再診料、そして入院基本料が引き上げられていたりですとか、診療報酬全体を通じて賃金アップのための対策が講じられています。ベースアップとして令和6年度はプラス2.5パーセント、令和7年度には

プラス２．０パーセントのアップというものが見込まれているわけであります。また、世相に鑑みて材料費であったり燃料光熱費が高騰する中にあって、医業収益が伸び悩んでいった場合は財政面で厳しい状況というものがこれから予想されるわけでありますが、この部分について市当局の御認識はいかがお考えでしょうか。御所見をお聞かせいただきたいと存じます。

○議長（小松穂積） 暫時休憩します。

午前１１時２４分 休 憩

午前１１時２４分 再 開

○議長（小松穂積） 再開いたします。

原田病院事務局長

【病院事務局長 原田徹 登壇】

○病院事務局長（原田徹） 古仲議員の御質問にお答えをいたしたいと思えます。

みなと市民病院の現状というか、介護、包括ケアシステム、こちらの状況での立場というか、こちらについては、まず一医療機関として病院として地域包括ケアシステムを支えていくというふうなスタンスでございます。もちろん市内として入院施設を有する病院というふうな形になってございますので、その辺を踏まえた上で、今後その２０２５年問題で７５歳以上が増えるというふうな状況を踏まえながらも、在宅医療、そういったところを目指しながら進めてまいりたいと考えております。

経営に関しては、実際今、非常に厳しい状況と考えております。これについては、今後いろいろ、現在検討を進めている最中でございますので、その点については今後またお話をできればと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小松穂積） 佐藤副市長

【副市長 佐藤博 登壇】

○副市長（佐藤博） 地域包括ケアシステムの整備といいますか深化といいますか、そうしたところとみなと市民病院がどう関わって、そうした中で経営状況が今どうなっているのかと、やや心配の向きがあるというふうな、そういった古仲議員の御質問ではなかろうかなと思ってございます。

当然、医療機関といいますか医療のところ、この地域包括ケアシステムの、五つ

の柱はありますけども、極めて重要な部分でございますので、事前に通告していただければもう少し立派な答弁になるかと思っておりますけども、やや不十分かもしれませんけれどもお答え申し上げたいと思います。

包括ケアシステムの中で先ほど申し上げましたように、様々これまで取り組んでおりますけども、非常に遠大なといいますか壮大な、もちろん団塊の世代が75歳になる来年の2025年問題を踏まえての、国が相当の覚悟をもって作った遠大なシステムでございますけども、その中でやっぱり大事なのは、医療を中心にして、医療と介護の連携の強化というところがやっぱり一番肝になるだろうと。それともう一つは、さっき市長答弁にありましたように、介護を要するようになる前のフレイルの段階で、いかに市民の皆さんが主体的になってそれを食い止めるかと、一緒になって食い止めるかと、この二つだというふうにお答えしております。

前段のこの医療と介護の連携の強化については、まさにみなと市民病院等が中心となって、先ほど申し上げましたように多職種の連携がやっぱり大事になってきますので、その研修等にも積極的に参加いただいておりますし、そういう点では地域の中核病院として包括ケアシステムの深化といいますか整備に向けてしっかりと役割を果たしてもらっています。

と同時に、病院としての経営もしっかりとやっていくと、いかなければいけないと、そうでないとみなと市民病院にこけられますと、このシステム自体もガタガタというふうな形になりますので、そういった意味において包括ケア病棟を整備して、その経営改善にもそれを役立てているといいますか、資するような取組をやっているという点で、まさにこれはシステムの推進と病院の経営を両輪のごとく今までやってきているというような状況でございます。

そうした中で最近の状況を見ますと、議員から御指摘があったように、やっぱりコロナが非常に3年、足かけ4年にわたるコロナの蔓延ということで、あのときは戦時状態でございましたので、様々な方面からの支援もありましたし、病院としても、まずはこの危機を乗り越えなきゃいけないということで様々な手だてを講じてやったわけですけども、いざコロナ後になってみると、いまいち入院・外来ともですね、患者さんが減っていると、少なくなっていると。これがコロナを契機に受診控えしているのか、それともコロナの3年、4年、5年の間に秋田県全体も含めて、人口減少に

伴って、それが非常に進んで、受診される方のベースとなる方々がそもそも減ってしまったのかと、そこら辺のところが見極めが難しいところでございます。

御案内のように、このコロナ後の外来・入院とも減っているという状況は、独り男鹿みなど市民病院だけでなく、秋田中央地区であれ、県北・県南であれ、もう共通した今課題であって非常に大きな問題になっています。先般、私、秋田厚生医療センター、いわゆる昔の組合病院ですね、秋田のね。あの経営委員会に出席しましたがけれども、あの秋田厚生医療センターでさえも、極めて厳しい経営状況だということで、もちろんみなど市民病院も非常に少なくなっているということで、ほかの自治体も押しなべてそういうふうな状況になっていると。唯一少しいいのは、全面改築しました秋田市民病院が患者数が伸びているというような状況です。

前段申し上げましたように、それがコロナからの単なる受診控えなのか、それとも、そもそも人口減少が非常に深く先行して行って、それによって受診される方が少ないのか、もしくは男鹿市民が大体95パーセントの患者さんでございますけども、ほかの病院のほうに移っているのか、そこら辺をしっかりと見極めた上で経営改善に向かっていかなければならない、当面の対策は必要になりますけどもね、そういうことは病院の院長はじめスタッフも重々認識しておりますし、我々市長部局としても、そこはしっかりと見極めながらやっていくということが、地域医療を守ることと同時に議員から御質問ありました地域包括ケアシステム、これをしっかりと回していくと、作動させるという意味でも大切になってくるのだらうなと思ってございます。

○議長（小松穂積） さらに質問ありませんか。2番古仲議員

○2番（古仲清尚議員） ありがとうございます。

医療と福祉の連携という部分で、ただいま副市長から御答弁をいただきました。

このとおり人口が減少している中で、特に高齢化が著しいと、進展が著しいという部分では、医療資源の充実ということがやはり特に図られていかなければならない中で、やはり過去にも御質問させていただきました、例えばICTを活用した移動診療車ですとか、そういった部分も、この面積の広いこの男鹿市の中でコミュニティーの医療を守るという部分においては検討が必要になってこようかと思います。今後、国においては、地方創生の2.0が動き出してきている中であって、こうした新たな取組といいますか、今後の方向性についての思いというものをお聞かせいただきたいと思います。

存じますが、いかがでしょうか。

(「議長、整理せでや」と言う者あり)

○議長(小松穂積) 大綱質問なってるんで、それに対しても答えるような形で。あんまり細部に入るのは予算委員会的な話ですので、その辺を注意して答えてください。

田村市民福祉部長

【市民福祉部長 田村力 登壇】

○市民福祉部長(田村力) 遠隔医療といいますか、ICTを活用したという部分で、先般、秋田大学のほうで医療Ma a Sの車両といいますか、そういったもののデモということで、市役所のほうにも来ていろいろ説明もいただきました。それで、例えば地域医療を考える場合、医療資源、限られた中でそういった活用というものも今後視野に入れて当然考えていくべきことと考えております。現時点で何をどう取り組むかというところまではいきませんが、そういった情報、あらゆるものを取り込んで、いろいろ検討を重ねていく必要があると考えてございます。

以上でございます。

○議長(小松穂積) さらに質問ありませんか。2番古仲議員

○2番(古仲清尚議員) 承知しました。

介護保険会計の絡みで若干お聞きしたいんですけども、2024年の介護報酬改定で、全体は1.59パーセント報酬の上げが実現しました。

○議長(小松穂積) 暫時休憩します。

午前11時35分 休 憩

午前11時35分 再 開

○議長(小松穂積) 再開します。

○2番(古仲清尚議員) その中で訪問介護の部分においては、2パーセントから3パーセント程度、基礎報酬の引下げが行われています。先ほど答弁の中では、入所型の施設が多いという御答弁をいただきましたけれども、この訪問介護の部分で市当局としてはどのように御認識をされていくのかということをお聞きしたいと思います。例えばその人材がいない、働く方が定着しない、若い人が働けないという、様々なその課題というものは潜在化しているわけでありましてけれども、この訪問介護の報酬引下

げというこの社会的な問題に対しては、市当局としては今後こういった方向性をお持ちで、お考えなのか御所見をお聞かせいただきたいと存じます。

○議長（小松穂積） 田村市民福祉部長

【市民福祉部長 田村力 登壇】

○市民福祉部長（田村力） 介護報酬の関係で、議員おっしゃるとおり、先般、報酬面全体では引上げでしたけれども、訪問介護の基本報酬の部分がちょっと引き下げられたというお話です。

この実情といいますか、実際その訪問介護全体の中では、利益率が上がっているというそういった状況あるんですけれども、その内訳を見ますと、集合住宅併設型事業所、サ高住とかそういった部分の大きな施設に関しては収益が上がっているんですけれども、実際のところ、時間をかけて各地回る小さな事業所においては、やはりその利益率は多分下がっている、そういった状況かと思います。今回の報酬改定に関しては、全体の利益率という部分の中で恐らく下げられたというふうに認識してございます。

市としましてといいますか、市長会を通しまして国のほうに対しては、そういった実際の実態に即した適切な報酬評価なり設定をしていただきたいという、そういった要望を市長会を通して国のほうに上げている、そういった状況でございます。

以上でございます。

○議長（小松穂積） さらに質問ありませんか。2番古仲議員

○2番（古仲清尚議員） 承知しました。

ビジネスケアラーなど支え手の支援についてお尋ねいたします。

介護休暇、介護休業、育児休暇や育児休業などと比べて、比較的その周知が至っていないような感じを受けます。こうした公的制度の活用に向けて、先ほど答弁の中でも周知を図られていくという内容が示されておりました。この実態というもののの中で、例えば介護休暇を取りたい、介護休業を取りたい、けれども取れない実情があるといった場合、この制度自体の例えば課題、問題点なども、やはりその背景を探っていく必要があるかと思います。そういった部分で、市としては地域包括ケアセンターでの相談業務、充実、今後図られていくと思いますけれども、この制度の実効性、あるいは利用の実際について、市当局で内容というものも吟味していく必要があ

ると思います。そうした上で、本市におけるこの制度の活用の在り方については、仮にその制度自体に課題があるとするならば、県であったり国に対したりそうした要望を提言していくということも必要になってくるのではないかと考えますけれども、この部分についてはいかがでしょうか。

○議長（小松穂積） 田村市民福祉部長

【市民福祉部長 田村力 登壇】

○市民福祉部長（田村力） ビジネスケアラーの関連で、市のほうでも要支援、要介護認定を受けている方々の家族のアンケート調査等も行っております。その中でやはり出てきたのが、介護休業、介護休暇等の制度の充実化という話もありますけれども、制度を利用しやすい職場づくりというのも、そのアンケートの中で大きな部分を占めてございました。やはりそういった部分、しっかり周知なりは大変必要になってくると思いますので、そういった部分の市のみではなく、大きな県なり国なりそういった部分で、そういった周知を改めてしっかりPRしていく、そういった部分が必要になると考えております。

ということで、市は当然周知やりますけれども、県のほうにも働きかけ、そういったことをしっかりやっていければと思っております。

以上でございます。

○議長（小松穂積） ちょっと待って。市での問題点っていうのはあるの、ないの。市でも制度上、運用している中で、問題点があるかないかと聞いているし、その点は。

で、問題があれば県とか国に上げねばねという質問だったと思うんだけど、今ただやってるっていうだけの話で、問題があるとかないとか答えてないと思うんだけど、そこをちょっと答弁してみてください。

（「議長質問したって具合悪いんでね」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 現在なければいいでしょう。私はないと思うんだけど。

○市民福祉部長（田村力） 問題がないという、いずれそういった部分、問題がないとは言えませんが、まずしっかりやっていくという、そういったことになろうかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小松穂積） さらに質問ありませんか。

○2番（古仲清尚議員） 終わります。ありがとうございました。

○議長（小松穂積） 2番古仲清尚議員の質問を終結いたします。

次に、6番蓬田司議員議員の発言を許します。6番蓬田議員

【6番 蓬田司議員 登壇】

○6番（蓬田司議員） 皆さん、こんにちは。政和会の蓬田司です。

今年は寒暖の差が大きい年でしたが、来週からは真冬並みの寒気が来るとの予報もあります。万全の体制で臨み、被害のないことを願いたいと思います。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、質問の1点目は、旧野石小学校を活用したパック御飯工場と地域活性化についてであります。

旧野石小学校を活用したパック御飯工場は、年間7,000万食のパック御飯を製造し、原料米として年間10万俵を使用する日本最大で最先端の機器を活用するパックスライス工場として、令和7年3月の完成を目指して建設工事を進めているということです。

市内においては、少子化により廃校が増えている現状であり、旧野石小学校を活用したパック御飯工場の進出は、地域にとって明るい話題だと考えます。

トヨタ通商株式会社の関連会社の水稻生産技術研究所が開発したパック御飯の原料米となる「多収性ハイブリッド米」は、10アール当たり最大で878キロ、15俵近く、平均で772キロ、約13俵の反収があったということであり、今年の実績では「しきゆたか」という品種で10アール当たり25万5,200円の収入実績で、既存の「あきたこまち」と比べて、かなりの収入増加になっております。これから「もうかる農業」にするためには、増収、つまり収量を飛躍的に増やすための技術、そしてドローン等を活用した生産性の向上、これが必要だということです。

実際、今年の大潟村での多収性ハイブリッド米は約15俵近い収量を上げているし、国内の大学等の研究機関でも10アール当たり18俵と、現在の約2倍近くの収量を上げても倒伏しない短稈種の超多収ハイブリッド米の開発も進んでいるということです。

このように、地域を取り巻く環境が大きく変わろうとしている今、旧野石小学校を活用したパック御飯工場と地域の活性化について、次の3点について市の考え方をお

聞かせください。

質問事項の１点目として、地域への経済波及効果（地元農家、雇用、水道、ガス等）について。そして、地域の活性化に向けた今後の展望について。

２点目として、パック御飯工場誘致により、市内農家の農業所得増大は見込めるか。

３点目として、地元住民の交流スペースや工場入り口の植栽や花壇など、また、地域に対する事業利益の一部活用について検討できないか。さらには、高齢者や女性の雇用など、最先端設備のパック御飯工場にふさわしい地域貢献に対する市の見解について伺います。

工場は現在建設中で、まだ設備機器が入っていない状況であります。２階の教室に出入りできる農業関係展示室や学習室などの案があるようです。農家だけでなく、農家以外の人も気軽に利用できるような交流スペースを設けることができないか提案したいと思います。

次に、質問の２点目は、温浴施設の民間譲渡後の事業開始と地域活性化についてであります。

旧夕陽温泉WAO及び隣接するコテージは、民間譲渡に向けた公募により、事業提案が採択されて約１年が経過しておりますが、N T Tの陸上養殖事業やキバナ株式会社のコテージを活用するという事業提案について、その後、事業の進捗状況はどうなっているのか。地区の住民からも、どうなるのかという心配の声があります。何とか民間ならではの経営感覚で事業展開してもらい、地域の活性化につなげていただきたいと思います。現時点での状況や今後の方向性等について、２点伺います。

この件に関しては、議案第８１号財産の無償譲渡及び無償貸付についてということで本定例会に提案されており、所管に関連する部分もありますので、大綱的な部分について伺います。

質問事項の１点目として、旧夕陽温泉WAO及び隣接するコテージを活用した事業展開の見通しや今後の方向性等について、どのように展開していくのか。また、県営宮沢オートキャンプ場の今後について。

２点目として、地域の活性化や地域からの雇用について。

以上２点についてお聞きいたします。

次に、質問の３点目は、旧潟西中学校跡地及び東側斜面の管理についてであります。

旧潟西中学校は昨年閉校されておりますが、通学路の県道側斜面が、雑木や草が伸び放題で、木の枝が県道側に伸びてきており、倒木も何本か県道側斜面に横たわっている状況であります。県道はバス路線であるため、万が一、県道に枯れ木や倒木が来ないような管理が必要と考えます。

私たちの時代は、校庭や通学路周辺は、ＰＴＡやグラウンドは野球部の親の会等で草刈りを行っておりましたが、近年は草刈り等が行われておりません。しかしながら、今年６月には、近隣町内会や卒業生ＯＢの有志の皆さんなどがボランティアで草刈りを実施し、校庭もグラウンドも通学路の両側もきれいに刈り取られ、参加された皆さんの顔は、爽快な汗と達成感を感じているようでありました。本当に頭の下がる思いでした。そこで管理等について３点伺います。

質問事項の１点目として、校舎跡地及び校庭・グラウンドの管理方針。教育委員会の支援による地域の草刈りボランティアの組織化及び支援について。そして、多面的機能支払交付金事業の対象化について。旧潟西中学校の通学路の周辺は、農地も多いことから、地域の状況を総合的に勘案して、この事業に組み入れてもよいのではないかと思います。いかがでしょうか。

２点目として、東側斜面、県道側の管理の考え方について。

３点目として、利活用に向けた計画や情報の有無について。

以上３点であります。

次に、質問の４点目は、物価高騰対策についてであります。

物価高騰が続いており、特に身近な食材が値上がりし、負担が家計に重くのしかかっているという市民の声が特に多い状況であります。

帝国データバンクによれば、１０月もおよそ２，９００品目の食品で値上げがあったということで、消費支出に占める食費の割合を示すエンゲル係数が約３割と高い水準にあり、主要７か国、いわゆるＧ７で断トツ首位となっております。

灯油価格も気になる季節になりましたが、県内の灯油価格も４年前に比べ６割も高くなっているということでした。

石破内閣は、自治体向けの地方創生交付金を当初予算ベースの１，０００億円か

ら、2025年度当初予算案では2,000億円を超え、倍増する方針を示しておりますが、交付金をどのように有効活用していく考えなのか。また、自治体が地域の実情に応じて物価高騰対策に活用できる重点支援地方交付金の対象事業を増やすという報道もありますが、物価高騰対策をはじめとする経済対策について、本市の今後の対応など考え方をお聞かせください。

質問の1点目として、石破首相が倍増を目指すとしている地方創生交付金について、今後どのように有効活用していく考えか。

2点目として、重点支援地方交付金を有効活用し、効果的な物価高騰対策を検討すべきではないか。男鹿市に住んでいてよかったと市民の皆さんが安心して生活ができるような対策が必要だと考えます。

次に、質問の5点目は、除雪対策についてであります。

仙台管区気象台の3か月予報によれば、冬型の気圧配置が強まる時期や低気圧の影響を受けやすい時期があるため、降雪量は平年並みか多い見込みであるとのことでしたが、昨日のニュースによれば、日本海側では観測史上一番のどか雪の可能性も出てきたということでした。

昔からカマキリの巣が平年より高い所にあれば雪が多い、また、竹の花が咲く年も雪が多いとも言われております。

今年の除雪計画の資料によれば、除雪の除外路線が新たに計画されていますが、迂回ルート及び大雪時の体制について、どうなっているのか。市民の安全・安心な暮らしを守るためにも、万全の除雪体制が必要と考えます。そこで、3点の質問をいたします。

質問事項の1点目として、集中的な降雪時における迂回ルートの検討を含む除雪体制の構築について。2年前のような長時間にわたりバス路線が通行止めとならないよう、迂回ルートの検討など万全の体制が必要と考えますが、いかがでしょうか。

2点目として、新たな除外路線が実施された場合のクレームへの対応について。

3点目として、市道における小路除雪に対するクレーム対応について。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（小松穂積） 答弁を保留し、喫飯のため午後1時まで休憩いたします。

午前11時59分 休 憩

午後 0時59分 再 開

○議長（小松穂積） 休憩前に引き続き会議を開きます。

6 番蓬田司議員に対する答弁を求めます。菅原市長

【市長 菅原広二 登壇】

○市長（菅原広二） 蓬田議員の御質問にお答えします。

御質問の第1点は、旧野石小学校を活用したパック御飯製造工場と地域活性化についてであります。

まず、市内農家の農業所得の増大を含めた地域への経済波及効果等についてであります。現在、来年4月の仮操業、6月の本稼働に向け、工場の建設工事が進められており、建設に係る総投資額は約39億円、年間製造量は5,500万食の見込みと伺っております。

本件は、地域経済の活性化や雇用創出の面で大変インパクトのある事業であることはもちろん、基幹産業の農業と連携・融合した取組であり、原料米の生産供給を通じて地域農業の振興が図られるほか、工場稼働に伴う上下水道やガスの需要が少なからず見込まれるなど、幅広く波及効果が期待される事業であります。

現在、米を取り巻く情勢を見ますと、本年産米は、需給の逼迫を背景にJA概算金が大幅な増額となりましたが、近年の動向として国内需要、生産量、共に減少傾向が続いております。

こうした中、国内では共働き世帯や一人暮らしの増加に伴い、温かい御飯が手軽に食べられるパック御飯の需要が増えており、また、海外への輸出実績も堅調に推移している状況にあります。

同工場の販売についても、国内はもとより、海外輸出を視野に入れた計画となっており、市内農家の米の新たな販路として大規模な需要が見込まれ、農業所得の増大に大きく寄与するものと期待しております。

また、雇用面では、最大40名ほどの人材を確保するに当たり、地元雇用を積極的に行いたいとしており、事業者であるジャパン・パックスライス男鹿では、既に新聞へのチラシの折込みや、知人等を介した個別の応募を呼びかけているほか、市でも高校訪問への帯同やハローワーク等への採用情報の発信のサポートなどを行っております。

す。

さらに、上下水道やガス利用による効果については、計画どおりに通年稼働した場合、3事業の年間収入を約2億1,000万円と試算しており、特にガス事業での需要見込量は現在の年間販売量の約6割に相当するなど、非常に大きな波及効果が見込まれます。

こうした各般の効果が確実に生まれ、持続的なものとなるよう、市としましては、原料米の安定的な供給を促すため、米の生産者に対し、多収品種の栽培技術を習得するまでの間、種子代相当分を助成するほか、雇用面においても、ジャパン・パックスライス男鹿とともに、様々な場面を捉えて地元人材の確保に努めるなど、事業の円滑な立ち上げと早期の安定操業に向け、積極的に伴走支援してまいります。

次に、パックス御飯工場進出と地域貢献についてであります。

市では、本年4月、ジャパン・パックスライス男鹿と相互に協力し円滑に事業を推進するため、周辺環境への十分な配慮や、事業所の設置及び事業活動に当たっての地元企業の活用、地域住民の雇用への配慮等を内容とした企業立地協定を締結しております。

このたびの事業は、地元で愛され住民の思い出も深い野石小学校の旧校舎を活用するものであり、事業者においては、この協定に基づき地域との協調や地元雇用に努めることとしております。

操業後の構想として、工場2階に地域交流スペースの設置や旧小学校の歴史が分かる資料・写真の展示も計画されており、こうした取組を通じて地元への貢献を深めていきたい旨伺っております。

さらに、男鹿産の米を使ったパックス御飯をふるさと納税の返礼品として出品することとしており、今月中旬から、先行予約として寄附を受け付け、工場が本格稼働する来年6月以降、順次発送する予定であります。

国内でパックス御飯の需要が伸びている中、本市の美味しいお米と良質な水を原材料としたパックス御飯は、一押しの返礼品になることが期待され、寄附額の押し上げはもとより、本市の知名度向上に大きく貢献する取組と受け止めております。

また、雇用面では、働きやすい勤務条件の整備に加え、最新鋭設備を導入したフルオートメーション化により、作業は重い荷物の持ち運びがほとんどないオペレーター

業務が中心で、身体への負担が少ない内容となっていることから、特に性別や年齢を問わず、応募者の働き方の希望に配慮しながら採用を進めていくこととしております。

もとより、地域への貢献活動は事業者の経営方針の下で主体的に実施されるべきものではありますが、市としましては、ジャパン・パックス男鹿が地域に根差した男鹿の企業として、地域の活性化に向け、課題解決に協力・連携して取り組んでいただけるよう期待しております。

御質問の第２点は、温浴施設の民間譲渡後の事業についてであります。

本定例会初日の市政報告でも申し上げたとおり、夕陽温泉WAOにつきましては、N T T東日本秋田支店を譲渡先候補者として、陸上養殖事業の実現に向けて協議を進めておりましたが、先月１日、同社を筆頭株主に市内水産事業者や金融機関等が参画する事業運営会社「男鹿なまはげ魚工房」が設立され、事業実施に向けた態勢が整ったことから、本定例会に施設の無償譲渡と土地の無償貸付の議案を提出したところであります。

N T T東日本秋田支店からは、対象となる魚種は温暖な地域に生息するハタ科の高級魚を想定しており、水を循環して養殖する閉鎖循環方式を採用し、水温調節に温泉熱の利用を検討していると伺っております。

今月１２日には、県庁において事業運営会社と企業立地に関する協定の締結を予定しており、同社からは事業についての記者発表が行われ、参画する水産事業者の関わり方や雇用の見通し等を含め、説明がなされるものと思っております。

長年、地域に親しまれてきたWAOから陸上養殖という先駆的な取組へと形を変え、地域活性化へ貢献いただけるものと期待しており、市としても様々な面でサポートに努めてまいります。

一方、隣接するコテージを活用した宿泊事業を提案しているキバナ株式会社については、譲渡先候補者に選定したものの、事業計画や実施体制を整える上で必要な事業パートナーとの協議が難航しているとの報告を受けております。

市としましては、９月末を期限に、事業が成り立つかどうか一定の結論を出すよう求めておりましたが、事業実施に前向きで誠意も感じられることから、今少し時間的猶予を与えているところであります。

また、キャンパルわかみについては、おが地域振興公社が県の指定管理事業者として運営しておりますが、利用者は年々減少傾向にあり、現状ではキャンプ場としての役割を終えたものと考えております。

市としましては、なまはげオートキャンプ場と併せて、今後の運営の在り方について、施設を所有する県と引き続き協議してまいります。

御質問の第４点は、物価高騰対策について、まず、地方創生交付金についてであります。

政府は先月２２日、総合経済対策を閣議決定し、今後、臨時国会においてその裏づけとなる補正予算案の早期成立を図ることとしております。

その中で地方創生交付金については、地方の取組強化に向け、使途の自由度を高め、より柔軟で幅広い施策の推進に活用できるよう、デジタル田園都市国家構想交付金に代わる新たな交付金が創設されました。

市ではこれまで、オガーレの整備や男鹿版DMOを核とした地域ブランドづくりの推進、船川港を中心とした産業振興、デジタル実装といった各般にわたる事業に総額３億６，０００万円を超える交付金を活用してきており、新たな交付金についても制度の中身をよく検討した上で、引き続き、地域産業の振興や市民生活の安全・安心に資する取組に有効活用してまいります。

また、重点支援地方交付金については、物価高の影響が特に大きい低所得世帯に手厚い支援を講じ、景気を下支えするため、住民税非課税世帯に対し３万円を、また、対象のうち子育て世帯には子ども一人当たり２万円を上乗せして支給するとしております。

さらに、自治体が地域の実情に応じて物価高対策に活用できる推奨事業メニュー分については、国の補正予算成立後に配分となる見込みであり、現在、庁内において住民税非課税世帯に対する灯油購入費への助成などの支援策について検討を進めております。

本交付金の活用に際しては、これまで同様、より深刻な影響を受け、真に支援を必要とする方を重点的かつ効果的に支援することを基本に、市民生活の安定と事業者の経営継続に向けた取組を支えてまいりたいと考えております。

御質問の第５点は、除雪対策についてであります。

まず、集中的な降雪時の除雪体制についてであります。今年度の除雪体制は、除雪業者数 37 社、除雪機械は 99 台としており、昨年に比べ、除雪機械で 3 台増やして体制の強化を図っております。

御質問の集中的な降雪時の除雪体制については、大雪警報や注意報などが発令された際には、道路パトロールを強化しながら、除雪出動基準の降雪量が 10 センチメートルに満たない場合であっても出動するなど、状況を的確に判断し、柔軟で早めの除排雪に努めてまいります。

また、幹線道路などに交通障害等の発生の恐れがある場合には、早めに通行規制の判断を下すほか、除雪機械の故障などで作業が遅れている路線があった場合には、業者間の協力体制の下にお互い助け合うなど、緊急時の対応にも万全を期してまいります。

国道・県道の除雪においても、県地域振興局と情報共有を密にするほか、私と県のホットラインも活用しながら、道路管理者間で除雪レベルに差が生じないように努めてまいります。

次に、クレーム対応についてであります。

今年度の除雪計画策定にあたっては、限られた人員と機械で、より安定的・効率的な除雪作業を確保するため、迂回路の有無や住宅のあるなしなど一定の条件に合致した 2 路線、つまり野石地区の野石橋から承水路沿いを通り石田川原町内につながる区間、並びに福川地区と小深見地区を結ぶ、通称福川農免について、除雪除外路線としております。

除外に当たっては、事前に関係する町内会長へ説明を行い、御理解をいただいておりますが、道路利用者からクレームがあった場合には、丁寧に説明し、御理解・御協力をお願いしてまいります。

市道の小路の除雪へのクレーム対応については、職員が速やかに現場に赴き、道路状況等を確認し、必要に応じて除雪業者に対して作業の指示や改善を指導してまいります。

今年度も、住民の皆様の理解と協力をいただきながら、できるだけクレームが少なくなるよう除雪作業に万全を期してまいります。

旧潟西中学校跡地の東側斜面の管理については、教育長から答弁いたします。

以上であります。

○議長（小松穂積） 鈴木教育長

【教育長 鈴木雅彦 登壇】

○教育長（鈴木雅彦） 蓬田議員の御質問にお答えします。

御質問は、旧潟西中学校跡地及び東側斜面の管理についてであります。

旧潟西中学校を含め閉校となった学校は教育委員会で管理しており、校舎は教育委員会職員が定期的に巡回するとともに、グラウンドの草刈りは年1回程度、校庭の樹木の伐採は適宜、業者へ依頼し実施しております。

旧潟西中学校においては、議員御承知のとおり、グラウンドや中庭等、校舎周辺は同校OBを中心とした地域の方々から、また、東側斜面については福米沢町内会と土花町内会の皆様から、それぞれ草刈り作業等を行っていただいておりますが、教育委員会としても、引き続き状況を確認しながら草刈りや枝払いなどを実施して校地の環境整備に努めてまいります。

草刈りボランティアの組織化及び支援については、地元OBの方々を中心とした有志によるボランティア体制が既にできており、今後の活動においても十分に活躍していただけるものと認識しております。

参加者への支援については、どのような支援の在り方が適切か検討してまいります。

議員御提案の国の多面的機能支払交付金事業の活用については、担い手に集中する農地や農業用施設の管理を地域全体で支えるため、草刈りや泥上げ、施設の部分的補修などの活動に要する費用に対し交付されるもので、農地や農業用施設が活動の対象となっており、交付対象に組み入れることはできないと承知しております。

また、旧潟西中学校の活用については、県内外の民間企業数社から問合せがあり、実際に現地視察に訪れた企業もありましたが、現時点では利活用に向けての具体的な進展はありません。

農業をはじめとする産業振興や雇用創出により地域活性化が進むよう、民間企業向けの情報発信に一層力を入れてまいります。

以上であります。

○議長（小松穂積） 再質問ありませんか。6番蓬田議員

○6番（蓬田司議員） 除雪体制に関してですけれども、新たに除雪除外路線が計画されている近隣の町内会長にも説明したということでございました。それで、担当課にも確認したんですけれども、新たな除外路線の実施に当たって特に反対はなかったということですけれども、私もこの路線を利用している近隣の皆さんにちょっと確認してみたら、まあいろいろな意見がございました。

それで、この当該除雪除外路線は4.8キロメートルで、条件の違いによって一概に、正確に除雪費用1キロ当たりどれくらいって出すのは難しいということですが、去年の除雪費を単純に割り返すと1キロメートル当たりの除雪単価は約32万円ということでした。

参考までに平均除雪単価で算定した場合、予算の削減額と申しましょうか、ワンシーズン当たりこの野石地区の新たな除雪除外路線4.8キロメートルで153万6,000円ということでした。

そこで、費用対効果や優先順位をつけての事業実施も必要だと思いますけれども、新たにこの除雪除外路線を実施する理由と、今後の除雪事業の進め方、この部分についてどう考えているのかお聞きしたいと思います。

○議長（小松穂積） 湊産業建設部長

【産業建設部長 湊智志 登壇】

○産業建設部長（湊智志） それでは、蓬田議員の御質問にお答えいたします。

今回の2路線の除外につきましては、人家のあるなしですとか、主要な道路が通っていて、そういった面も考慮しながら、十分そこで対応できるであろうということまで考えたところでございます。

議員おっしゃったように、事前に関係する町内会長へ職員等々が説明しに行って、丁寧に説明して、この計画に載せたところでございます。

今後の除雪計画の考え方でございますけれども、宅地造成による新たな除雪道路の追加ですとか、道路拡幅による作業量の増加、さらには、除雪オペレーターの高齢化など、除雪を担う業者の減少などによりまして、実際、除雪作業に時間を要する状況がございます。こうしたことから、今後も持続可能な除雪作業をするためには、限られた人員ですとか除雪機械をより安定的で効率的に運営していく必要があるものと考えてございます。前年の除雪対応状況ですとか事業者からの聞き取りを丁寧に行いな

がら、必要に応じて路線の見直しにつきましては毎年度行っていく必要があるものと私どもは考えているところでございますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（小松穂積） さらに質問ありませんか。

○6番（蓬田司議員） 以上で終わります。ありがとうございます。

○議長（小松穂積） 6番蓬田司議員の質問を終結いたします。

次に、4番安田健次郎議員の発言を許します。4番安田議員

【4番 安田健次郎議員 登壇】

○4番（安田健次郎議員） 4番手ともなると、皆さんも大変お疲れだろうと思いますけども、もう少し御辛抱をお願いしながら、私も討論に参加したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

最初に、会計年度任用職員制度について質問させていただきたいと思います。

国の定員管理計画、これで全国の自治体の職員が、現在までに、7年間ですか、8年間、50万人ほど減ったという報道があります。どこの自治体でも今はこの会計年度任用職員制度を取り入れられております。当市においても前々から取り組まれているわけでありましてけれども、どうも現在は147名ですか、幾らか減ったようすけれどもね、依然としてこの臨時と言われるというか、低所得者層と言われるか、この制度によつての職員の数が限りなく続けられているということに鑑み質問させていただきたいと思うんです。

ただ、今年の場合は、今言ったように、低収入とか手当の不足とかはなくて、大分6月以降、手当も十分支給されたようであります。いろんな面で改革がなされているようでありますから、会計年度任用職員については、今年は大分、幾らか喜んでいるのではないかなというふうに思っています。

ただ、まだまだ改善する余地がたくさんあると思ひまして質問するわけでありましてけれども、基本は会計年度任用職員そのものをやっぱり変えていくべきだという趣旨で質問いたしたいと思うんです。

今申し上げましたように、一定の勧告があつて、初任給も水準のプラスがされたということになってますし、今年も最低賃金を引き上げられる様相のようであります。総務課の資料もいただきましたけれども、各種の手当も今年の場合は一定の改善がさ

れていますし、ほとんどの手当などが正職員というか一般の職員と同等の手当支給があるようではあります。ただ、私はまだまだ改善しなければならない点が多くあると思いますし、それに基づいて質問するわけでありますけども、まずこの労働基本権、非常に今、年収の壁とかって取り沙汰されておりますけども、物価値上げに伴っての労働の条件、これの向上が今求められているのであって、人権の平等の問題の観点からもね、この労働条件というのを変えていかなきゃならないという趣旨を訴えたいと思うのであります。

で、個別に聞きますけども、一つ目は、ジェンダー平等という言葉ですけども、この観点上、資料を見ましても、どうしても格差の是正が必要ではないかなというふうに思うんです。やっぱりいつまでたっても女性の給料は非常に低い、これはやっぱり市役所の仕事に携わる方々が、こうした差別があるということは、そもそも基本的にジェンダー平等の基本精神の下、背いているというふうに言わざるを得ないと思うんですね。

二つ目は、公募によらないで再任用する場合があったわけですけども、この制限をもしまだ今やっているとしたら、これは撤廃すべきじゃないかと。

三つ目は、7時間30分雇用という形で資料にもあるんですけども、どうも会計年度任用職員については、一日7時間30分という雇用時間体系を取っているようですけども、これは他市にもあったんですけども、本市では採用していないのかどうかね。あるとしたらこの制度というのはね、労働組合の人に聞いたんですけども、退職金制度に影響があるんじゃないかと。これを採用すると、退職金を多く払わなくてもいいというシステムのようなんですね。これとの関連についてはどうなのか、お聞かせ願いたいなというふうに思うんです。

四つ目です。市の採用で専門職にある方の雇い止めなどはないのかどうか。これは確認ですけどもね、図書士だとかケースワーカーだとか相談員だとか特殊な、一般的な職種じゃなくて専門職、専門性の高い、この職員に当たる方々の雇い止めというのは全国にいっぱいあるそうなので、秋田県でもあるようなんですね。この間、県庁内部の職員の資料全部頂いてここにあるわけだけども、当市ではそういう手だてを取ったことはないのかどうか、これは確認質問ですけども、お願いしたいと思います。

五つ目は、冒頭に申し上げましたように、この制度というのは正職員との賃金格差が限りなくあります。この弊害は何としてもやっぱり是正しないと、同じ職場で同じ仕事に携わっていて、正職員とこの会計年度任用職員との差が、あまりにも大きいと。こうなると、やっぱり人権上もね、非常に不平等な形に見える。ジェンダー平等だけじゃなくて、あの資料にあるんですけれども、総務課では十分理解していると思うんだけど、同じ職場で働いて、同じ地域から通っていて、この賃金格差というのはやっぱり是正すべきじゃないかなと。このことによって市の職員に対する対応なども、やっぱり弊害が出るんじゃないかというふうに思うんですけれども、この是正についてどう考えているのかお聞きしておきたいと思います。

次に、二つ目の質問ですけれども、これは事前の通告書に、全県で高齢化率が下から3番目と書いてしまって訂正させていただきましたけど、申し訳ありませんでした。

この質問は私6月にも1回、タイトルだけは介護保険事業ということで質問して、様々な弊害についての取組やらをお聞きしたんですけれども、どうもこの間、6月の議事録ひもといてみたら、市長は、例えばハビリ付の介護、十分だというふうに言ってますけれども、生き証人の私のうちですら4月に申し込んだやつが、いまだに空きがないと言われるんですね。この食い違いでね、ちょっとしゃくだったもんだから付け加えて申し上げますけれども、どうも介護制度は十分やっているので、市長の答弁だと、おおよそ十分間に合っているというニュアンスの答え方してるんですね。で、どうも私は、まあ今日午前中に古仲議員もね、るるつぶさに地域の状況などを質問したようであります。私の調査ではね、まだまだ相当この介護保険の、まあ膨大な量なんですね。この介護保険の9期の計画書見たらね、6ページか7ページ、裏表あるわけだけれども、これよく介護サービス課の方々、よく頑張ってるもんだなと思って感心して見たんだけどね、それだけ仕事結構あるんだけどね、だからそれだけ、逆に言えば現場とのずれというかね、結構あると思うんですね。改善点も指摘しているようでありますしね、そういう意味でこの介護保険制度というのは、これからの主要な課題だろうと、国保以上に39億もの予算を費やしてね、この介護保険というのは、やっぱり高齢化に伴って重要な市の三大要件の一つの課題ではないかなというふうに思うので質問するんですけれども。

現在、高齢化比率、私が今言ったように、県内で3番目に高いんですね。先ほどの

議論にもあったようで、何か50パーセント超えてる、確か五十一、二パーセントじゃないかなと思うんですけども、この高齢者の福祉の取組をね、相当強化しなければ、これからやっぱり議会の中でもこの議論について相当出てくるんじゃないかなというふうに思うんです。というのは、現場にそういう矛盾が結構出てきているわけですからね、私もここで質問せざるを得ないという思いなんですけどもね。特に通告にもありましたけれども、介護報酬の引下げ、これも先ほど古仲議員も指摘しておりますように、全国で平均7万円低いんですね。全国賃金、労働組合の調査です。全国平均に対して介護労働者というのは7万円ほど平均低い。これ、ずっと引下げられて、この頃ここ二、三年、幾らかずつ上げられてきたんだけどもね、それでもまだまだ大きな差があるんですね。いわゆるこの影響で介護施設が相当難儀をして、倒産しているところが結構全国的にはあるんですね。県内もいっぱいあるわけだけども。そういう点で、同時にいわゆる介護難民が出てきていると。これも今、課題なんですね。これをどう防ぐかという問題も出てきます。特に私が今日指摘したいのは、訪問介護の倒産などが他市ではいっぱいあるわけなものでね、これもね、この間6月の市長答弁では、三つから四つに増えているし、この間の資料だと9か所ぐらい訪問介護に携わる事業所があるように書いてはあるんですけども、どうも調べてみると、本当に専門の訪問介護というのはそんなにない。資料も基準1,000人に対して1か所となってるんだけども、資料だと4か所だと何か数が合わないなというふうに思うんですけども、これらもちょっと今、これから議論しなきゃならないなというふうに思います。

この介護の在り方というのは、これからもっともっと厳しくなるわけでありますけれども、特にこの高齢者福祉の充実というのは、人口減少の問題、いわゆる少子高齢化の問題の課題でありますからね、相当強力に取り組まなければならないのではないかとこのことを指摘しながら、項目三つについて質問させていただきたいと思います。

一つ目は、訪問介護事業者の対応というのは、十分なのかどうか。100パーセントとは言わなくても、6月の市長答弁のようにほぼ十分に行き届いているのかどうか、これも確認しておきたいと思います。

二つ目は、今指摘したように、介護職員の賃金というのは非常に低いんですね。こ

れが訪問介護が不足している、どっかの事業所はやめざるを得ないというか、やりきれないというような話もあるわけだけれども、どうもこの介護職というのはあまりにも低くてね、事業所に対しても影響が出ていると。市の介護に関わる問題については影響がないのかどうかも確認しておきたいなというふうに思います。

三つ目は、今後の問題になるわけだけれども、先ほど部長の答弁でも、これから様々出てきて、これから対応するというお答えが何か所かあったわけだけれども、いわゆる今の厚労省の試算では、間もなく、今年中に出ると思うんですね。介護利用料の2割負担、それからケアプランの有料化、それから要介護1・2のサービス保険給付、これを外すというのが今議論されています。こうなってきますと、今、市の第9期の介護保険計画に基づいてやるとすれば、相当負担なり無理が生じて、介護難民とは言わないけれども、相当矛盾が出るんじゃないかなという点で、取組の強化も必要でないかという観点で通告させていただきました。

次に、三つ目です。子育て支援について伺いたいと思います。

先ほど言いましたように高齢化の問題と、子どもの不足の問題、この人口減少対策の今後の状況というのは大変な問題でありますけれども、国策としても重要な問題なんですね。今、全国的に減っているわけだけれども。ところが、子育て政策への取組というのは、非常に急務ではないかなという観点で通告させていただきました。

今回、先ほど蓬田議員も質問したようでありますし、地方創生に関わる給付金かね、いろんな面で自由勝手に使えるような給付金が決定的で、ほぼ間違いないというふうになっているわけですが、こういう点で、この際、子ども支援に幾らかでも手助けできないのかなという点で質問しているわけでもありますけれども。

で、この問題、全国知事会でも相当強力に要請しているわけでもあります。これの中身はね、均等割の問題、知事会でも国に対して要請してるんですね。そういう点で、この均等割の問題も通告させていただいています。

市長はずっと子育て日本一というのを標榜しているわけですね。事あるたびに子育て日本一というのを結構聞かされるわけでもありますけれども、ある意味では給食無償化も、秋田県内の中では、市の中では断トツ早かった。一般的には八郎潟町が早かったけれども、そういう点では日本一を目指しているというのはある程度、それから医療費の補助、これも高校生までということだね、この二つについては十分評価すべ

きだし、日本一に関わる標榜でもいいのかなと思うんだけど、もう一つは、今、全国で福祉に関わる市町村の中で三つのゼロという言葉が流行というかやられて、一番遅れているこの均等割のね、これも全国で相当な勢いで取り組まれて、三つのゼロ解消ということでやっているようであります。当市もこの均等割については、市長は頑固に、私これで3回か4回目ぐらいの質問だと思うんだけど、均等割はやっぱり制度上許されないという御答弁ですけども、もうそろそろいいんじゃないかと。ちょうど今言ったように今回の給付金、臨時給付金ですけども、これは何に使ってもいいということになっていますので、取り組んで当たり前でないかなというふうに質問したいと思うんです。

一つ目は、通告のとおり、均等割をゼロにする手だてはどうか、お考えをお聞かせ願いたいと思います。

それから二つ目は、いわゆる通学費の補助を含めた教育費の負担軽減、これも高校生と言わず大学生も含めてね、高校生は大分優遇されているわけだけども、大学生や各種学校も含めてね、これらへの支援対策がこれから求められると思うんですけども、検討すべきではないかということを質問したいと思います。

○議長（小松穂積） 答弁を求めます。菅原市長

【市長 菅原広二 登壇】

○市長（菅原広二） 安田議員の御質問にお答えします。

御質問の第1点は、会計年度任用職員制度について、まず、ジェンダー平等の観点からの格差是正についてであります。

本市では会計年度任用職員の任用に当たり、男女の別なく公募、採用、給与額の決定を行っております。

現在、非常勤職員である会計年度任用職員は、市役所で男性41名、女性106名の計147名が任用され、全体の72パーセントが女性となっており、正職員の女性職員の割合に比べ高くなっております。

これは、会計年度任用職員に応募する方に女性が多く、結果的に女性が多く任用されているものであり、会計年度任用職員制度そのものがジェンダー不平等を招いているわけではありません。

次に、公募によらず再度任用する場合の制限及び専門職の雇い止めについてであり

ます。

国では、公募によらない採用は連続2回までとする制限を設けておりましたが、非常勤職員のうちハローワークの相談員など専門性の高い期間業務職員については、本年6月にこれを撤廃しております。

また、県においても、国と同様、家庭相談員や消費生活相談員など専門性の高い職種の会計年度任用職員に限り、任用できる上限回数及び期間を本年10月から撤廃したところであります。

本市においては、能力や知識、経験を有した優秀な人材を確保する観点から、現在、2回までは公募によらず従前の勤務実績に基づき再任用できることとし、また、公募が行われた場合でも、同一の職員が再度応募することを可能としており、これまで専門職を雇い止めたケースはありませんが、国や県の動向を踏まえ、介護支援専門員や消費生活相談員など専門性の高い職種については、今後、できるだけ早期に任用の上限回数及び期間を撤廃してまいりたいと考えております。

次に、7時間30分雇用についてであります。

会計年度任用職員のうち、正職員と同じ勤務時間であるフルタイム会計年度任用職員については、退職手当の支給対象となりますが、週の勤務時間が正職員より短いパートタイム職員については、退職手当の支給対象とはなりません。

御質問の7時間30分雇用は、週五日勤務する会計年度任用職員のうち、一日の勤務時間を正職員より15分だけ短く設定することで、退職手当制度の対象外にすることがあるのではないかという御懸念だと思いますが、本市にあつては、業務内容に応じて勤務時間を設定しており、議員御指摘のような勤務体系の会計年度任用職員はありません。

次に、正職員との賃金格差の是正についてであります。

会計年度任用職員の給料について、本市においては、正職員と同一の給料表を用いており、地方公務員法に定める給与決定原則にのっとり、職務の内容や責任、職務遂行上必要となる知識や職務経験等を考慮し決定しております。

このため、正職員の給料表が県人事委員会勧告に準じて改定となった場合には、正職員と同様に改定を行ってまいりました。

また、令和6年度から期末手当に加え勤勉手当を支給し、支給割合についても、正

職員と同じになっており、会計年度任用職員制度の導入時に比べ、相当程度、処遇の改善が図られていると考えております。

現在の会計年度任用職員の給料、報酬額の水準については、県内他市と比較して同程度であり、引き続き処遇改善に努めてまいります。

御質問の第2点は、介護保険事業等について、まず、市内の訪問介護事業所についてであります。

現在、訪問介護事業所は市内に4施設あり、各事業所からの聞き取りでは、先月の平均稼働状況は8割程度となっており、利用者のニーズにはおおむね応えられているものと考えております。

令和6年度の介護報酬改定では、処遇改善加算の増加により介護職員の賃上げ効果はあったものの、訪問介護の基本報酬は、見直しにより2から3パーセントの減額となったところであります。

高齢者が住み慣れた地域で安心して最後まで過ごす上で、訪問介護事業所の果たす役割は極めて重要であります。

特に本市にあっては、在宅系に比べて入所系の介護サービスの利用が多く、そのことが介護保険料の増大につながっているという現状にあります。このまま基本報酬が引き下げられた状態が続けば、こうした課題の解決が遠のくだけでなく、事業所自体の閉鎖や倒産も懸念されます。

そのため、先般、秋田県市長会を通じ「地域包括ケアシステム」の根幹を支える訪問介護事業所が安定的に運営継続できるよう、地域やサービス等の実態に即した適切な報酬の評価・設定を行うとともに、必要な支援措置を講じるよう国へ要望したところであります。

引き続き国の動向を注視するとともに、市内の訪問介護事業所からの相談に応じながら、運営継続に向けたサポートに努めてまいります。

次に、介護職等の人手不足についてであります。

令和6年度の介護報酬改定により、処遇改善加算が1.59パーセント増加したことで、介護職員等への一定の賃上げは図られたものの、人材不足は全国的にまだまだ続くものと予想されております。

本市においても各事業所がハローワークを通じて随時求人を行っている状況から見

ても、人材確保が厳しい状況にあるものと認識しております。

こうした状況を踏まえ、男鹿市介護保険事業計画において、介護サービス事業所等の人材確保に向けた取組を支援することとしており、今年度は、市内の事業所を対象とした「介護保険事業継続のための情報交換会」を開催するとともに、高校生を対象とした体験型企业説明会「なまはげジョブフェス」において、介護事業所から参加いただき、学生のうちから介護職に興味を持ってもらうなど、裾野を広げる活動を実施しているところであります。

今後も、引き続き市内事業所の介護人材確保に向けた取組を支援してまいります。

次に、介護利用料の負担が増えた場合の対応についてであります。

国の社会保障審議会では、昨年、高齢化で増え続ける介護給付を抑えるため、ケアプランの有料化や比較的軽度とされる要介護1と2の介護サービスの一部除外、サービス利用料の2割負担の対象者拡大等が検討されていましたが、利用者や関係団体から利用控えや適切なサービスが受けられなくなるとの反発もあり、今年度からの第9期介護保険事業計画での実施は見送られたところであります。

介護保険制度は、介護を必要とする状態になっても、できる限り自宅で自分らしく生活を営めるよう、真に必要な介護サービスを総合的・一体的に提供する仕組みであり、世代間・世代内の公平性を確保し、給付と負担のバランスを図りながら、持続可能な安定した制度とすることが重要と考えております。

今後は、令和9年度からの次期計画の策定に向け、国で審議が進められていきますので、引き続き動向を注視してまいります。

御質問の第3点は、子育て支援についてであります。

まず、子どもに係る国保税均等割額の減額措置の拡充についてであります。このことについては、これまでたびたび安田議員から御質問をいただき、直近では令和5年3月に、全く同様の内容に対し答弁したところであり、その後の状況に変化はありませんが、いま一度お答え申し上げます。

国保税につきましては、令和4年度から、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、6歳までの未就学児の均等割額を5割軽減する制度が導入されております。

国民健康保険では、全ての世帯員が等しく保険給付を受ける権利があるため、均等割保険税として世帯の人数に応じて保険税を負担することとされていますが、未就学

児に係る軽減措置は、全国一律の制度として、保険税等への負担を求めず、国・県・市の公費を投入することにより、被保険者間の公平性を確保し実施されているものがあります。

国は、保険税について、法令により、例えば災害や失業による収入減少など特別の理由がある場合は、条例の定めるところにより減免することが可能としておりますが、「子ども」といった特定の対象者を画一的な基準によって減免することは、適切ではないとの見解を示しております。

仮に、市独自で子どもに係る均等割の減額措置を拡充した場合、その減額分の財源は、被保険者の新たな負担や、財政調整基金または一般会計からの繰入金により補填することとなり、今後の国保会計の安定した運営に支障を来することが懸念されます。

こうしたことから、市が単独で拡充することは難しいと考えており、引き続き全国市長会等を通じて、子どもに係る均等割減免制度と対象年齢の拡充について、国に強く要望してまいります。

次に、通学費援助や教育費の負担軽減対策についてであります。

まず、高校生等への通学費助成につきましては、秋田市など市外への進学が多い状況で、定期代など家計への負担があることも理解しており、定住促進策や子育て支援策の一つとも考えられますが、高校等は本人の希望により進学先が選択されており、学校によって通学に要する経費も異なるなど、公平性の観点からも課題が多く、制度の導入には慎重であるべきと考えております。

また、教育費の負担軽減対策につきましては、国の就学支援金制度により、公立高校では年収 9 1 0 万円未満の家庭に対し、授業料分に相当する年間約 1 2 万円が支給されており、実質無償化になっております。

また、私立高校においても、私立学校就学支援事業により年収 9 1 0 万円未満の家庭に対し一律約 1 2 万円が支給されるとともに、年収 5 9 0 万円未満の家庭にあっては、年間約 4 0 万円を上限に加算措置があり、実質無償化されているほか、加算措置の対象とならない世帯のうち年収 5 9 0 万円以上 6 2 0 万円未満の家庭に対しては、県が独自に約 1 2 万円を上乗せ支給しております。

さらに、県では、県内企業と連携し「あきた企業連携型奨学金返還助成制度」を創設し、来年度から、奨学金の返済が生活の負担となっている新社会人に対し、就職後

6年間最大120万円を助成することとしております。

市としましては、現段階で新たな学費支援制度の創設は考えておりませんが、引き続き、市の奨学資金の貸付けや返還免除等の施策を実施するとともに、国・県の支援事業とともに広く周知し、利用を促すことで、経済的な理由により修学が困難な高校生や大学生の援助に努めてまいります。

以上であります。

○議長（小松穂積） 再質問ありませんか。4番安田議員

○4番（安田健次郎議員） 会計年度任用職員のことについて、もうちょっと質問させていただきたいと思います。

ここに当局の資料あるんだけど、ジェンダー平等、不平等ではないという言い方、言い切ったんだけどね、これ女性の、例えば同じ職場、一般事務で同じ机で事務仕事していて、その差はないと思うよね。男女の差は。何年、年功によって違うと思うんだけど。その差はないと思うんだけど、会計年度任用職員のね、この週勤務時間とかね、月額報酬というやつ、総務課長からいただいたの今あるんだけど、一般事務員、女性が21人かな、女性のほうが圧倒的に多いんだ、合計で106名。級号給は1級1号給からが主に多いんだけど、特殊な方々は1級32号給とか、専門的な人はあるんだけど、ここに週勤務時間というのがあって、ほとんど30時間ですね。月額報酬がね、一般事務員の女性の方だと12万6,218円、これ最低賃金法に違反ではないよね、大体このぐらいだから。だから、パート扱いというかね、希望者が私は5時間でいいんですからということで雇われているのか、雇う側のほうでそういうふうな形で指示を出したりしているのか、どうしても私はそんな週48時間要らないという雇い方、申し込むほうからあってこういう捉え方しているのかね。だってほとんどまず30時間でね、どこだ、これ。部活動指導員だけは4時間から9時間なってる。月額報酬がね、外国語指導助手だけ断トツ高くて28万円、あと全部12万円とか15万円、高くて16万円とか18万円、これで暮らしが成り立つわけないでしょう。それでも制度だから別に違反でもないでしょうということでやっていると思うんだ。根本的にこういう制度というのは、なくすのが私は筋だと思うんですよ。効率的な業務をやるために会計年度任用職員をね、採用して、臨時の職員を多くしているということになるとね、これはやっぱり私は人権としてね、同じ机

のところに座っていてね、差がつくっていうことは、やっぱりあんまりよくないことでないかなということの観点なわけです。でも、現実にはパートの方、例えばデパートでもコンビニでも、それはまあパートで3時間なら3時間でやってる、希望の人は別ですよ。ただ、同じこの庁舎の中にいて、正職員の方々と会計年度任用職員の方々、職種の違いやいろいろ多少なりはあるとしても、基本的にこういう12万円とかで雇われているという形態そのものはね、私、不条理だと思うね。だって働いている方々がそう思わないですか。同じ机で、一般事務員24人いる。1級1号給、これ12万6,218円もらっている。だから何回も言うけども、希望してこれでいいですっていうのは、そこの採用の仕方なのか、もうちょっと、特別なことなければ教えていただきたいと思います。

もう一つは、制度そのものがね、これ147名がね、普通の正職員採用して、毎年皆さんが採用されるような方、採用されて、ホテルの三つ四つの問題じゃないでしょう。140人も150人も正職員で増えたら、どのぐらいの雇用対策なるの。これをね、行政の効率化ということで、国の指導だからということでね、こういう制度を採用しているものが、いや、悪い意味で言ってるんでなくてね、全国そうなんだ。全国そうなんだから、ここだけって指摘はしたくないんだけど、やっぱりそういうのは改善していくべきじゃないかなということで、もう一回お答えをできればお願いしたいなと思うんです。

それから、介護保険の問題はね、依然として市長は順調だというふうな言い方しているんだけどね、これもちょうと資料、私ね、この間県庁に行って全部もらってきたの、分厚いのあるんだけどね、介護事業所の新規、廃止、休止数。介護事業所数、これ10月30日の資料なもんでね。高齢者人口もみんな書いてる。男鹿市は高齢者人口が1万1,967人、高齢者で介護認定が2,577人、高齢者に対する認定の割合は21.5パーセント、これそう悪くはないですね、全県の中でも。ただね、訪問介護事業所数というのが、前の資料だと去年は3なんですよ。今回4になるの。ところが答弁では九つだということになってるんだけど、この中身には、直接関わる介護のほかに、タクシーだとか何かやってる、兼業でやってる訪問介護所を含めてるんじゃないかと思うんだけどね、要はこの資料にある4というのはね、確かなのかどうか。

それからね、新規が15、いわゆる廃止が16、男鹿市内だよ。休止が5。介護事業所だよ。高齢者1,000人当たりの事業所数というのが、男鹿は12だけどもね、これと現事業所数との差、必要な数というのはマイナス8になってるんですよ。これ県に届けている数字でしょう。これ県の資料だから。だとすれば、やっぱり不足なんじゃないかなと思うんですよ。でもまあある意味、テクニックもあると思うんですね。三種町から来てやってるとか、潟上市の業者が来てね、訪問介護やってるとかって、それもあるかもしれない。でも、届けた県の課、そこでもマイナス8の指摘されているんです。足らねんだって、これ認めてもいいんでねえかと、別に認めたからって云々と言うわけではねえんだけどね、私はただ指摘したいのは、十分やってるやってると言いながらもね、介護職員の方がしっただけやってるんだ、頑張ってるの分かる。さっき言ったように、この9期の介護計画なんか見るとね、よくこんなにこなすもんだなと思うだけ大変ですよ。だども、やっぱりまだまだこの高齢化に伴う介護というのはね、現場では相当矛盾が起きていると。現にね、船川とか北浦のほうにデイサービスある、ないでしょう。若美のほうはあるよ。確かないはずだな。船川だか脇本まで来なければ通えないはずだよ。他の業者が来てれば別だ。それもし間違ったら指摘してください。介護サービス課で分かると思う。私はまだそういうね、ちまたでの介護難民とかね、いわゆる今質問したいのは、訪問介護、これが全国で倒産してるし、全国で不足してるし、秋田県でも大変なんだ。県庁の資料もあるよ。県でもね、この是正のためにいろんな計画打ち出してね、この間、立派なのできてるの見せてもらいました。だからね、やっぱりね、この介護に対する、高齢者福祉に対する面もね、私は強めなければならないんじゃないかなと。というのは、男鹿市はね、三つの基本産業あるんだけど、やっぱり子育てと高齢者対策と、住みやすい男鹿市を目指すんだったらね、その意味で日本一を標榜したと思うんだけどさ、福祉もそのぐらいの覚悟でやらないと、やっぱりこういう矛盾は解決していかなければならないんじゃないかなというふうに思って質問したんです。この点についてもう一回、この介護の数字上だとか、訪問介護だとかって絶対大丈夫なのかどうか、確認したいと思います。

あともう一つ、子育て支援の問題で、くどいようだけれども、だとするとね、2割、二十何パーセントかな、均等割を実施している自治体があるんですよ。この自治

体を市長は否定することになるんですね。制度上、これ、否定というか、間違ってるっていう言い方はしないんだけど。制度上ね、均等割というのは、これ、今の税法上からいってもね、そうはいかないという言い方するんだけど、しかし、国ではいろんな制度で、さっきも言ったように臨時交付金、ドーンと出すんですよ。追加してくるはずだよ。今、通達は来てるわけだから、国会終わると同時に来るんだけど、それ何にでも使ってもいいっていうわけだからさ、そこまで子育て日本一って市長が標榜するんだったらね、やっぱりどこに行っても引けを取らないというのが、私、格好いいんじゃないかなと思うんですね。というのは、言われるんですよ。例えば潟上市の同僚の方にね、何と男鹿市、子育て日本一って言ったって、おらほうと大して変わらねねが、おらほうよりいいやづ何やって聞がいだっけ、うーん待でって、いろいろまだあるもって言ったどもや、みんな忘れてしゃべらねがったども。だからどこに行っても、せめてこの近隣の中でもね、子育て日本一って言うんだったら、男鹿市はやっぱり断トツトップだという点でも、もう一つ今、課題となっている、全国的に問題、三つのゼロのね、国保をやっぱりすべきじゃないかなとは思いますが、いかがでしょうか。

以上です。

○議長（小松穂積） 鈴木総務企画部長

【総務企画部長 鈴木健 登壇】

○総務企画部長（鈴木健） 私からは、会計年度任用職員についてお答えいたします。

会計年度任用職員における正職員との格差といいますか、それぞれ職種に応じて週の勤務時間や報酬等が決められておりますけれども、これについて求人の際にしっかりと明示しているかという御質問だったかと思いますが、こちら当然ながらハローワークのほうにも求人のほうを出しておりますて、勤務時間、それから報酬などについてもはっきりと明示した上で応募していただき、そして選考しているという、そういった流れとなっております。

この月額報酬ですけれども、ALTなどそれぞれの制度によって勤務体系であったり報酬など別の部分ございますけれども、原則として全て市の正職員に準じた給料表に基づいて月額報酬を設定しております。こちら金額低いように見えますけれども、これ当然ながら短時間勤務ですので、通常であれば週38時間45分というところ

ろで、そちらの時間が短い分、月額の報酬が低いという形に見た目が見えることになります。

それから、任用の関係ですけれども、こちらはあくまで一会計年度で任用する職ということで会計年度任用職員の制度になってございます。これ再度任用する場合、実績に応じまして、経験を含めて報酬が上がるという形になっております。ですので、例えば一般事務員では、最初は12万6,218円となっておりますけれども、これが上限まで上がりますと14万5,839円というふうになっております。こうした形で様々、あと今年からは勤勉手当の支給なども行っておりまして、相当程度給与については改善が図られたというふうに認識しております。

これからも県の人事委員会勧告、それから県の動向、他市町村の動向なども見ながら、会計年度任用職員の処遇改善に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小松穂積） 田村市民福祉部長

【市民福祉部長 田村力 登壇】

○市民福祉部長（田村力） お答えいたします。

初めに、訪問介護事業所の数ということで、県の資料で9というお話でしたけれども、うちのほうの確認では4事業所ということで、その県のほうの資料の内容、後で確認させていただければと思います。いずれ市で持っているものとして4施設ということでございます。

介護事業所、果たして十分間に合っているかというお話ですけれども、市長答弁にもありましたけれども、まず介護事業所のほうに聞き取りをした中では、おおむね充足していると考えております。ただ、介護事業所、市内の事業所だけでなくて近隣の事業所を利用されている方々もおられますので、そういった部分でも十分間に合っていると、そういった認識でございます。

均等割の拡充のお話ですけれども、こちらのほうも、これまでの答弁の繰り返しになりますけれども、今回、国のほうの制度として2分の1、6歳未満の5割軽減という、これは国の制度としてやっているもので、それにさらに例えば年齢を引き上げるとかそういった部分の拡充につきましては、やはりこれ、市単独でそういった部分をやるとすれば、当然財源の問題も出てきますし、そういった中でやはりきちっと国の

制度としてやるのであればいいんですけれども、そういった部分でやはりしっかり考えていかないといけない部分だと考えておりますので、現在のところはこれまでの答弁の繰り返しになりますけれども、今のところは国に対しての要望という形で対応している、そういったことでございます。

以上でございます。

○議長（小松穂積） さらに質問ありませんか。4番安田議員

○4番（安田健次郎議員） やめようと思ったんだけども、ちょっとだけ。

総務課長、ハローワークにも出したりしてるから、そこに出てくる数字を見るのは職を求めて行くわけだから、雇用条件だということであれこれはないわけだね。あれこれがないというか、短期間で、3時間なら3時間、5時間の、パートで働く、要綱があるから、それだけでいいっていうことで来ると思うんですよね、それはそれで希望者だから、それを見た上で納得した上で来るかもしれない。でも、私が質問しているのは、そういう方々が職場があれば、いや、いいところがあればもっといいところで探すはずなんだけれどもさ、なぜこの会計年度任用職員だけ147人もこんなに安くっていいなんて言ってる状況はね、私は何か変だと思うんだね。仕方がないですか。仕方がない。うん。まあ頭かいてるども、仕方ねえべな。だども、さっき言ったように、同じデスクにいてや、片っ方臨時の職員で、片っ方が正職員でや、時間給も違うとすればや、やっぱり不公平でね。

もう一つは、この147人を全部正職員で扱ったって、まずや、例えば全部ってば、時間単位で勘定すれば半分減るかもしれねども、そのぐらい必要だとしたらや、正職員で何人か扱ったほうがよっぽどいいんでね。へば身分も保証されるし、いい職場なるべし。職場の確保では最高でね。こういうテクニックそのものがね、これ全国的に、これから労働組合がこの問題で騒ぐと思うんだけどもさ、こういう制度っていうのはやっぱりおかしいと思う。公の自治体でね。普通の会社とか何かなら別んだけどもさ、でもまあどうしてもその制度上、遵守しているということだから、これ以上詰められないと思うんだけども。

で、介護保険、いつも国の方向見定めてっては言うんだけど、現実には、通告書に書かなかったからあれだけでも、デイサービスが足りないところとかね、さっき言った老健と船越のたらちね、リハビリ付の介護施設、2か所しかないんだけど、これも何

か待機している人がいるからそこに行くことができるっていう答弁だけでもさ、現実に生き証人がいるわけよ。あまりほかのこと言われなからあれだけでも、何か月なっただけ空いてないんだ。だけれども、ほかの介護施設に空いてるところがあれば行くことができるかもしれないども。そういうのでなくて、絶対数が足りないんじゃないかということで聞いたのでね。訪問介護の場合、ほかから来たりしてれば別だけれどもさ、でもげんきタクシーとか何かそれぞれやってるようだけれどもさ、果たして充足率からいくと、私はまだ問題があるんじゃないかと思うんだけど、大丈夫ですか。それで終わります。答えてください。

○議長（小松穂積） 鈴木総務企画部長

【総務企画部長 鈴木健 登壇】

○総務企画部長（鈴木健） 会計年度任用職員、これ繰り返しになりますけれども、勤務時間、給与、こちらははっきりと明示して、職務内容についても明示した上で募集をしてございます。

同じ職場で同じ仕事をしているから同じ給与じゃないとおかしいんじゃないかというお話ですけども、それぞれの職務に応じて、業務内容に応じて報酬、こちらを設定するということになっております。ですので、それぞれ、これ全く同じ仕事をしているのであれば、そういったお話もあるかもしれませんが、あくまで市のほうで指定した業務に当たっていただいているというところで、この給料表における格付が変わってきていると、そういったことになります。

○4番（安田健次郎議員） それだば当たり前だでね。時間差つけでるね。

○総務企画部長（鈴木健） ですので、それはそれぞれの業務の内容に応じて時間を積み上げて積算しているものでございますし、こちら、それぞれの職員、応募される方、家庭の事情などもございます。短時間のほうがいいという方も多くいらっしゃいますので、そうしたところで時間と賃金などを見て応募していただいているものというふうに受け止めております。

それから、あと一点、ちょっと蛇足かもしれませんが、一般企業であれば別だけれども公的な団体であれば適切にというような御発言だったと思いますけれども、我々行政機関が適切にそういった労務管理を行うのは当然なんですけれども、こちら一般企業も当然に適切な労務管理を行っているものと思いますので、ここについては

ちょっと蛇足ながら申し上げさせていただきます。

○4番（安田健次郎議員） 3分の1でも正職員にすればいいでね。せば147人いからねね。

○議長（小松穂積） 田村市民福祉部長

【市民福祉部長 田村力 登壇】

○市民福祉部長（田村力） 介護サービス事業所ということで、市の判断としてはおおむね充足しているものと認識してございます。

以上でございます。

○4番（安田健次郎議員） 全然合わねな。

○議長（小松穂積） 佐藤副市長

【副市長 佐藤博 登壇】

○副市長（佐藤博） 今、安田議員の再質問に対して各部長からお答えしていますが、まず会計年度任用職員の件ですけれども、いやいや今のその百何十名からの職員を全部正職員にしたらどうだと、希望があるのならというふうな話でございしますが、そもそも会計年度任用職員というのは、議員もお分かりのとおりだと思いますけれども、例えば業務の繁忙期ですとか職員に欠員が生じた場合、そういう形で職員を補助するということで一会計年度に限って、それを任用期間として採用しているわけですよ。それを例えばこの先、人口が減って給与も払えないというふうな状況になった際に、全員をそれ雇うのかという話ですよ。もしかすれば業務は縮小なるかもしれない、市役所の職員が今300名いるのが150名になるかもしれない。そのときにずっとその先々のことも考えずに、今そうすればそういうふうな職員の希望があるからといって全員採用するか。それは民間だろうと公務だろうと同じですよ。そういうわけにいかないですよ。必要な業務に対して必要な職員の能力を割り当てるといのが、それは基本的な考え方であって、もうそもそもそれから、スタート時点から違うんでないかというふうに思っておりますので、ここはちょっと申し上げておきたいと思います。

それから、訪問介護の施設が4施設じゃあ足りるのかと。今時点は足りていますか、8割ぐらいの稼働率ですのでいいんでしょうけども、基本的にね、午前中の話もありましたけども、やっぱり本市は入所系のサービスが多いんですね。訪問

系が少ないということで、この先やっぱり入所系が今の施設でもってしっかりと経営を安定して運営していけるのであれば、この先増やす必要はないだろうと。逆に訪問系をこれから増やしていくのが、やっぱり地域包括ケアシステムの趣旨からいっても、それが妥当な考えだと思いますよ。ですから、今時点では足りてますけど、この先ね、どっちかといったら施設のほうを、新しくは当然これはうちのほうでは認可する気はありませんけれども、訪問系のほうは手厚くしたいというふうに思っています。ただ、その際に、議員からも御質問ありましたように、訪問介護に関わる処遇改善の加算は増やしたけれども、基本方針をやっぱり下げたわけですね、二、三パーセントって。これは本当あり得ない話ですよ。我々、介護の現場を持っている市町村からすれば。午前中に古仲議員の質問にうちの部長が答えましたがね、どこを見て算定しているのかと。当然公定価格ですから、基本調査をして上げ下げ決めているわけですよ。あんまり黒字になっても困るし、赤字になっても困るのでということで。都会と地方で状況を取り違えているんじゃないかということで、本当にこれは、まあちょっときつい言葉で言わせてもらえれば、これはもう厚労省の失策でないかと私は思いますよ、本当に。ですから、先ほど申し上げましたように、このままの状況であれば、やっぱり訪問介護、これから頑張ってもらわなきゃいけない、本当の真の意味で頑張ってもらわなきゃいけない訪問介護のところが、場合によっては経営がうまくいかなくなったりして撤退するの何なのというふうなことになるかねないというふうなことで、ここの部分を手厚くするという点では安田議員と同じ気持ちですよ。そこが足りているか足りていないかという議論、そこをしてもね、あまりそんな意味はないんだと。これから増やす方向でやっぱり我々とすれば導いていくといいますかね、誘導するといいますか、そちらの方向にいきたいというふうに思っています。

それから、たびたび御質問ある国保税の均等割の子どもの部分でございますけども、先ほど2割の自治体を実施しているとか、それから、そういう自治体を否定するのかという話ですけども、それはそれぞれの自治体のほうでおやりになっていることですので、我々がとやかく言うことはないと思います。ただ、仮にそれを交付金で賄うと、今、国から来るであろう交付金で賄うとなると、国は多分うんとは言わないと思いますよ。そもそも国保というのは全国一律の制度であって、それを保険の中で

ならまだしも、本当は駄目ですよ。駄目ですけども、それを国保の中でまだ面倒みるんだったらいいにしても、それを外部から、例えば一般財源とか、国からのひも付きの補助金を使ってやるって言ったら、絶対これは国ではうんと言わないと思います。確かに国保が高いというのは御指摘のとおりだと思いますよ。ただ、子どもというところにだけ注目して、その部分だけを軽減するということは、やはり国保全体の、ほかのところのバランスもありますし、ましてや一般会計からとなると、じゃあほかの保険に入っている方々は一体どうなるのかというふうなこともありますので、やっぱりここは当然ながら慎重にならざるを得ないと。額の多寡よりも制度的に、やはりそれは慎重に考えなきゃいけないことだというふうに思っていますので、何とぞ御理解いただきたいと。

ちなみに、岸田総理のときに打ち出した異次元の少子化対策の一環で子どもの手当てにつきましても非常に拡充もされましたしね、それから、今回の経済対策でも、そうした生活困窮世帯については、子どもにもしっかりと焦点を当てた交付金が出ていますので、状況は変わっておりませんとは言いましたが、逆にそういった面で子どもに着目した交付金というのは、国保だけを見れば状況は変わってませんけども、様々な意味で子どもにスポットを当てた手当てというのは増えていますので、そういった点ではこれまでよりも幾らかは環境がよくなっているんでないかなと思っています。引き続き議員の求めているらっしゃる部分についても、我々も賛同する部分がありますので、国に制度改善については要望してまいりたいというふうに思っています。

○議長（小松穂積） 4 番安田健次郎議員の質問を終結いたします。

○議長（小松穂積） 以上で、本日の議事は終了いたしました。

明日 4 日、午前 10 時より本会議を再開し、引き続き、一般質問を行うことにいたします。

本日は、これにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後 2 時 30 分 散 会